

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と経過	3
第2章 こどもと家庭を取り巻く環境の状況	5
1 葉山町の状況	5
2 こども・子育てを取り巻く現状と課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 基本方針	20
3 基本目標	21
4 計画の体系	24
5 教育・保育提供区域の設定	25
第4章 施策の展開	26
1 教育・保育および地域型保育事業の充実と多様化	26
2 緊急時や不定期的に利用できる事業の充実	39
3 子育て家庭への支援の充実	44
4 小学校就学後の放課後対策の充実	50
5 発達に支援が必要なこどもへの支援体制の充実	53
6 こどもの貧困への対策の充実	54
7 こどもの権利擁護の保障	56
第5章 計画の推進体制	59
1 推進体制の充実	59
2 計画の点検・評価	59
資料編	60
1 「子ども・子育てに関するアンケート調査」結果の主な内容	60
2 葉山町こども計画策定経過	65
3 葉山町子ども・子育て会議条例	66
4 葉山町子ども・子育て会議委員名簿	68
5 用語集	69



「こども」表記について

「「こども」表記の推奨について」（令和4年9月15日付内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡）が各府省庁宛てに発出され、こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しており、基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められ、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記をしていることを挙げ、特別な場合を除き「こども」表記を活用していくことを推奨しています。

特別な場合とは、既存の法律名や法令に根拠がある語を用いる場合、既存の予算事業名や組織名等の固有名詞を用いる場合となっています。

本計画においても、当該事務連絡で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、同様の取扱いを行います。



1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の加速は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。核家族化の加速、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では平成27年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年度に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

これらを受け、葉山町（以下、本町という。）においては、平成27年3月に「のびのび育て葉山の子-地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山-」を基本理念とした「葉山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

しかし、女性の就業率の上昇やそれに伴う保育の利用申込者数の増加などにより、乳幼児期の保育ニーズや、学童期の放課後の過ごしの際において待機児童数が発生しています。また、一時預かりや病児保育等といった多様な保育サービスも充実が求められ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や小学校就学後の放課後対策、発達面で支援が必要なこどもへの支援の充実が求められています。

国においては、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、各般の施策の充実に取り組むとともに、困難な状況にあるこどもや若者、子育て当事者への支援についても充実を図ってきましたが、令和5年4月に、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。

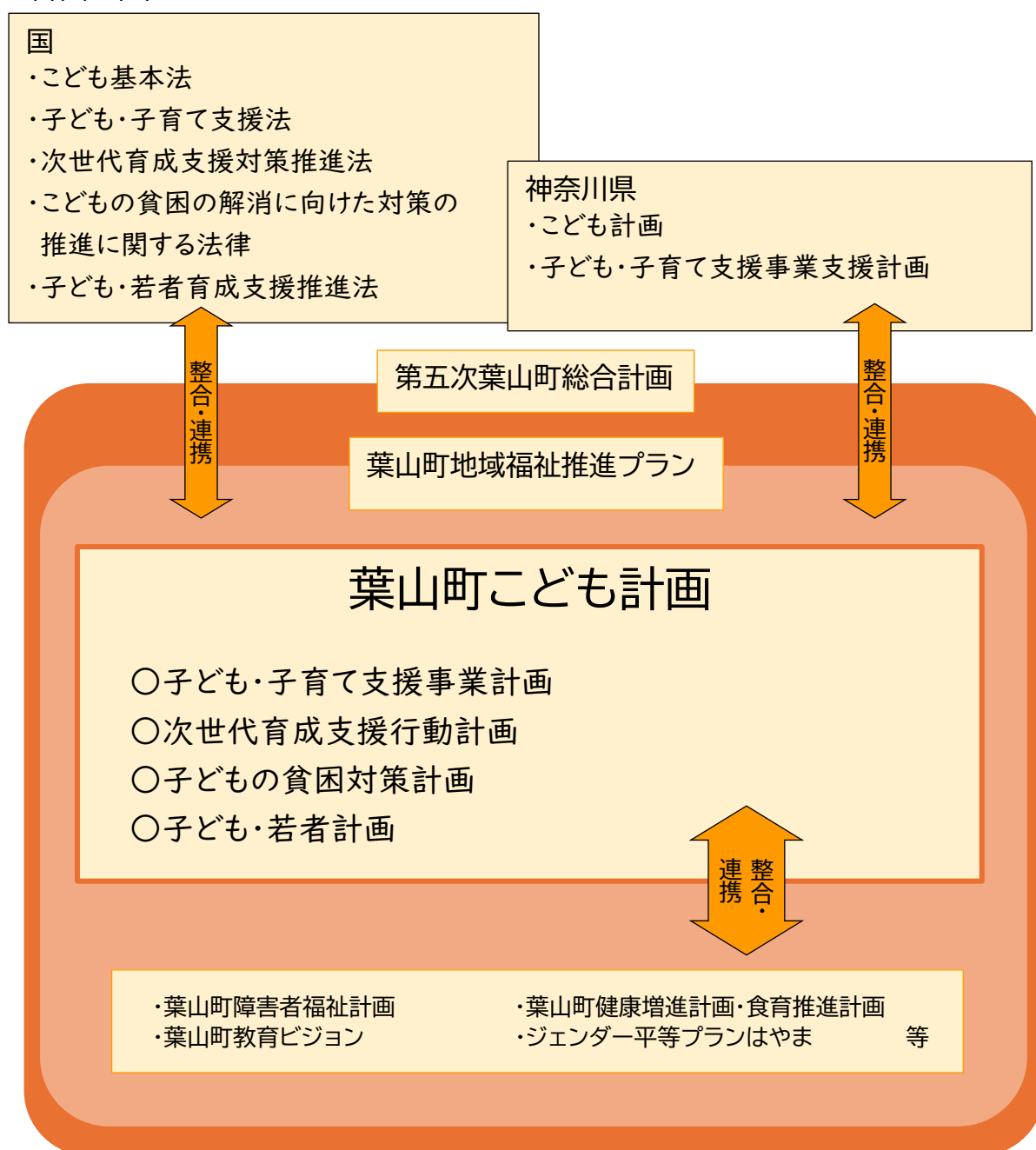
また、同年12月には、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱を一つに束ね、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的として、「こども基本法」に基づく「こども大綱」が策定されました。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含するものです。また、国が策定する「こども大綱」及び神奈川県が策定する「都道府県こども計画」を勘案するものとします。

本計画の策定にあたっては、葉山町総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

■ 計画の位置づけのイメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、「こども大綱」の目標達成期間がおおむね5年とされていることや、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が5年間とされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の点検及び評価は、毎年行い、社会状況の変化等により計画内容と実態との乖離がみられる場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
点検・評価		点検・評価				
策定・見直し	策定作業	↑		見直し	↑	次期計画策定作業

4 計画の策定体制と経過

(1) 子育て支援に関する調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生児童及び小学生児童の保護者を対象として、令和6年2月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,247 票	749 票 (・郵送回答 439 票 (58.6%) ・Web 回答 310 票 (41.4%))	60.1%
小学生児童及び保護者	1,881 票	705 票 (・郵送・回収箱 403 票 (57.2%) ・Web 回答 302 票 (42.8%))	37.5%

※町内小学校には回収箱を設置。

(2) こども・若者向けアンケート調査の実施

本計画を策定するに際して、こども・若者自身からの意見を聴取するため、30代までの町内在住者を広く対象として、ヤングケアラー、ひきこもり、貧困、結婚支援、その他町の施策等について、令和6年11月に町ホームページで「こども・若者向けアンケート調査」を実施しました。

(3) 「葉山町子ども・子育て会議」の設置・開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者などからなる「葉山町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

令和6年12月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 こどもと家庭を取り巻く環境の状況



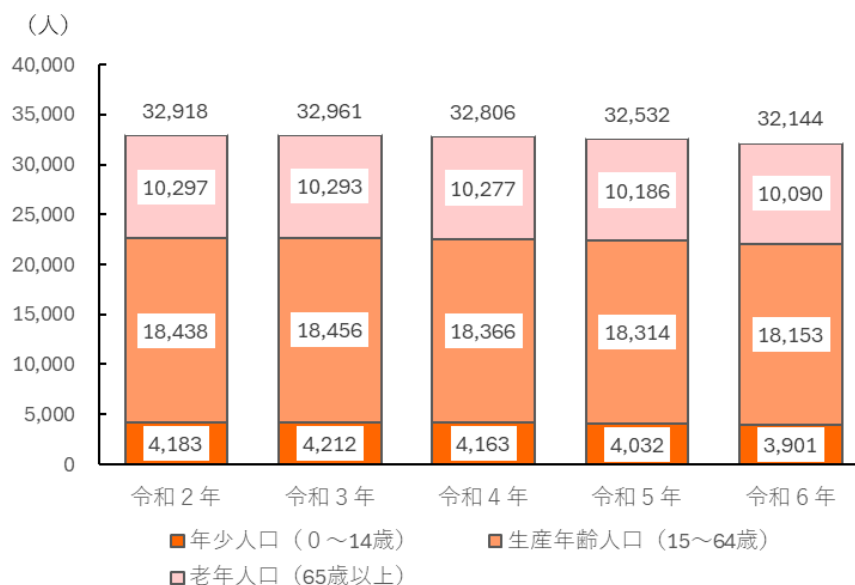
1 葉山町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、ここ5年の総人口は32,000人台を推移しており、令和6年で32,144人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は令和6年で3,901人となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移

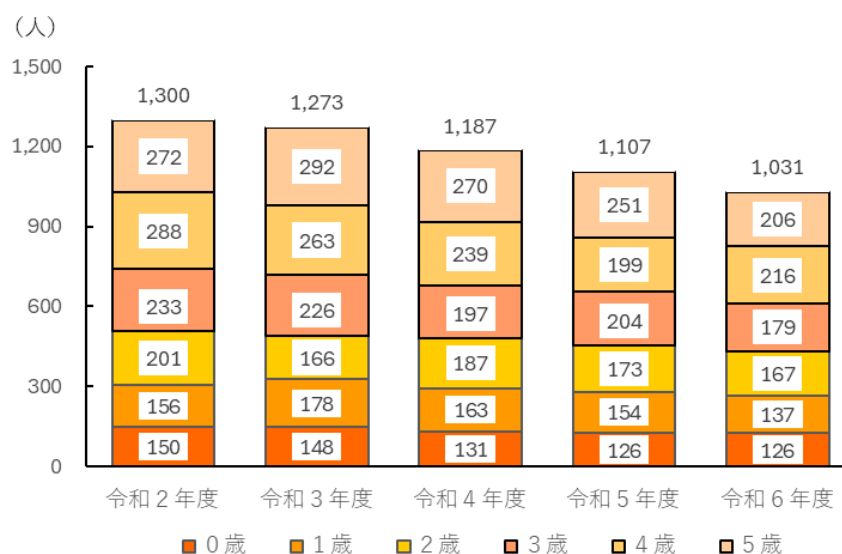


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 6歳未満のこどもの人口の推移

本町の6歳未満のこども人口は減少傾向にあり、令和6年4月現在で1,031人となっています。

■ 0歳から5歳の人口の推移

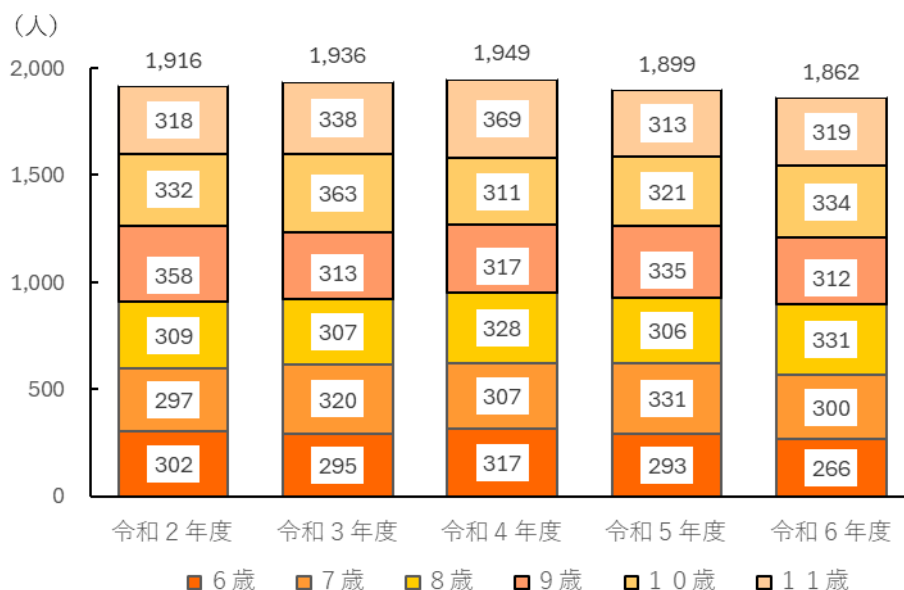


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 6歳から11歳の人口の推移

おおよそ小学生に該当する、本町の6歳から11歳の人口は、令和5年から減少に転じており、令和6年4月現在で1,862人となっています。

■ 6歳から11歳の人口の推移

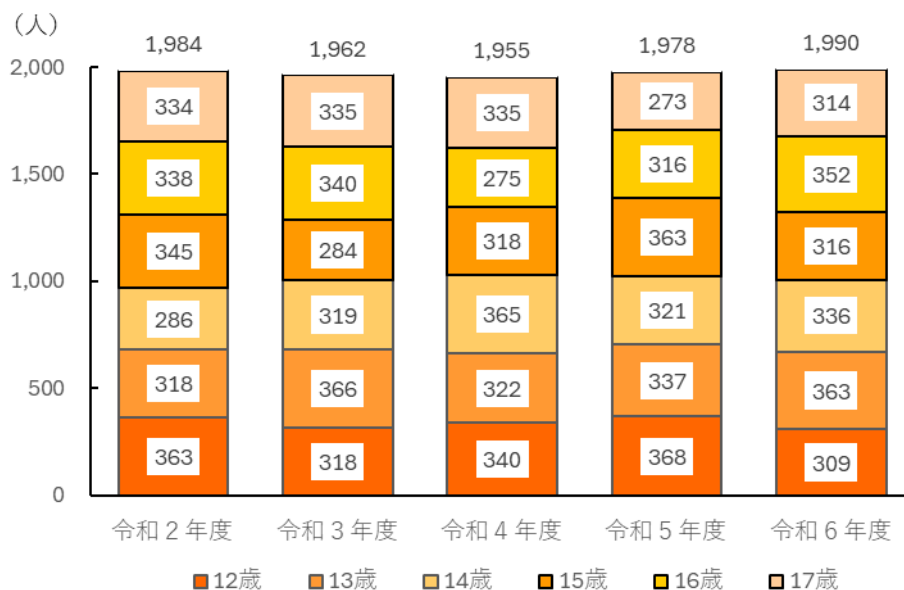


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 12歳から17歳の人口の推移

おおよそ中学生から成人までの、本町の12歳から17歳の人口は、1,900人台後半で推移しており、令和6年4月現在で、1,990人となっています。

■ 12歳から17歳の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ 人口の今後の見込み

こども計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法※により推計しました。この推計によると、令和11年度では、0～2歳が403人、3～5歳が539人などとなっています。

◆ 葉山町0～11歳の人口推計

(単位:人)

年齢別	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	129	126	121	120	119
1歳	143	147	143	138	137
2歳	146	153	156	153	147
3歳	185	162	169	173	169
4歳	190	197	172	180	184
5歳	223	196	203	178	186
6歳	222	240	212	219	192
7歳	277	232	250	221	228
8歳	304	281	235	254	224
9歳	338	311	287	240	259
10歳	313	340	312	288	241
11歳	337	316	343	315	291
0～2歳(再掲)	418	426	420	411	403
3～5歳(再掲)	598	555	544	531	539
0～5歳(再掲)	1,016	981	964	942	942
6～11歳(再掲)	1,791	1,720	1,639	1,537	1,435

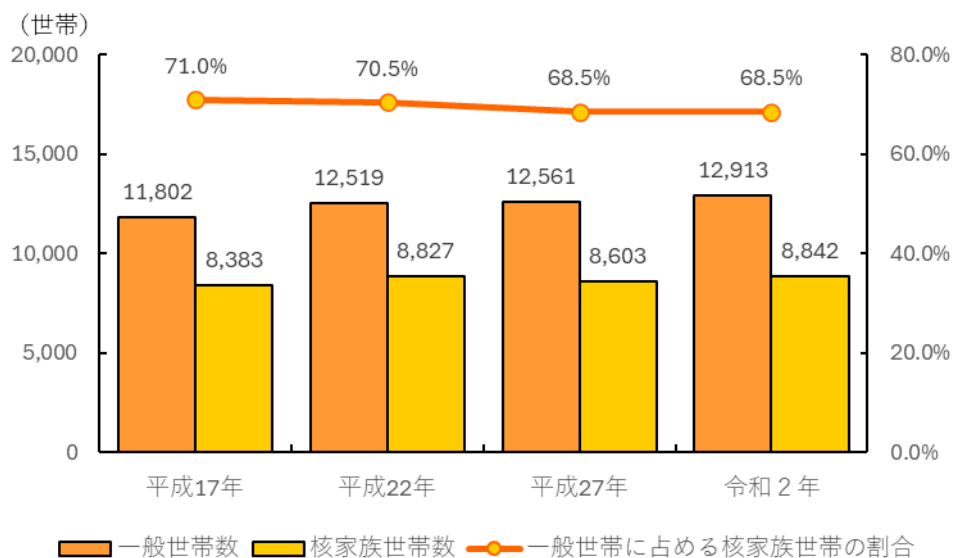
※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は、令和2年で8,842世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は下降しています。

■ 世帯の状況

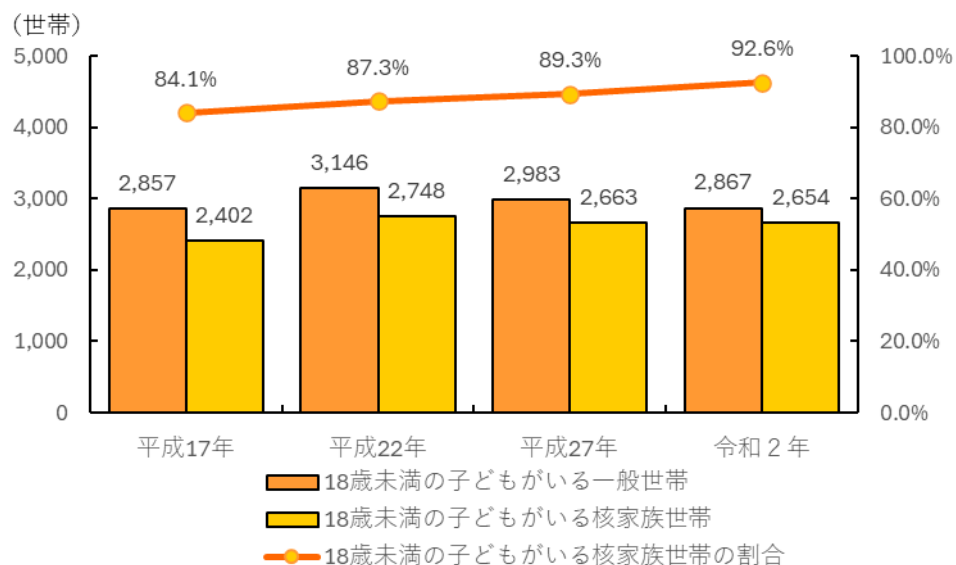


資料：国勢調査

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本町の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は、令和2年で2,867世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。

■ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

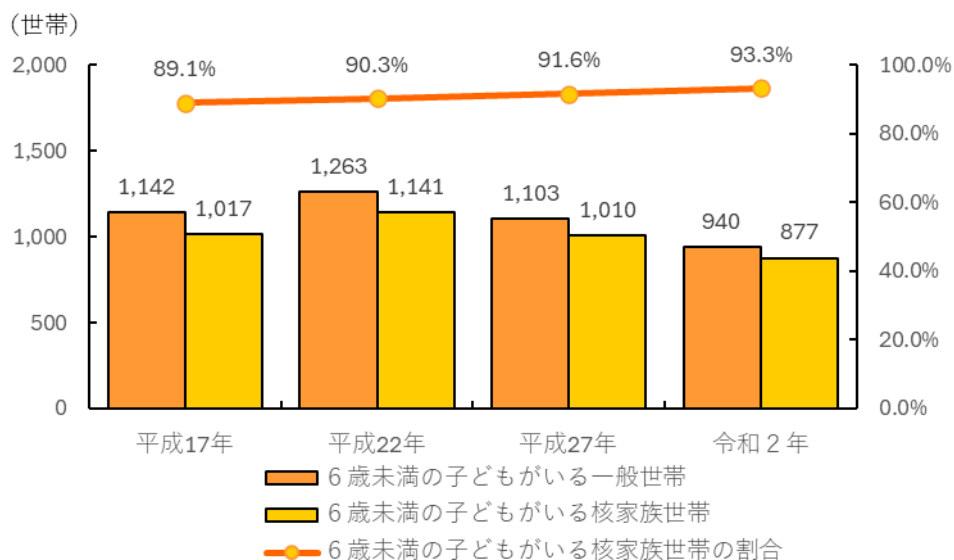


資料：国勢調査

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本町の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は令和2年で940世帯となっています。また、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は年々増加しています。

■ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

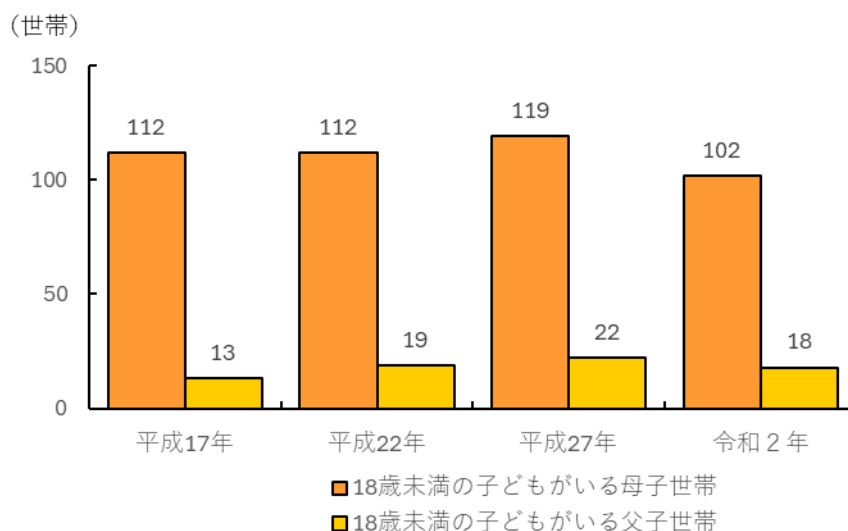


資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満のこどもがいる母子世帯は平成22年から平成27年にかけてわずかに増加しており、平成27年で119世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯も同様の傾向がみられます。

■ ひとり親世帯の推移



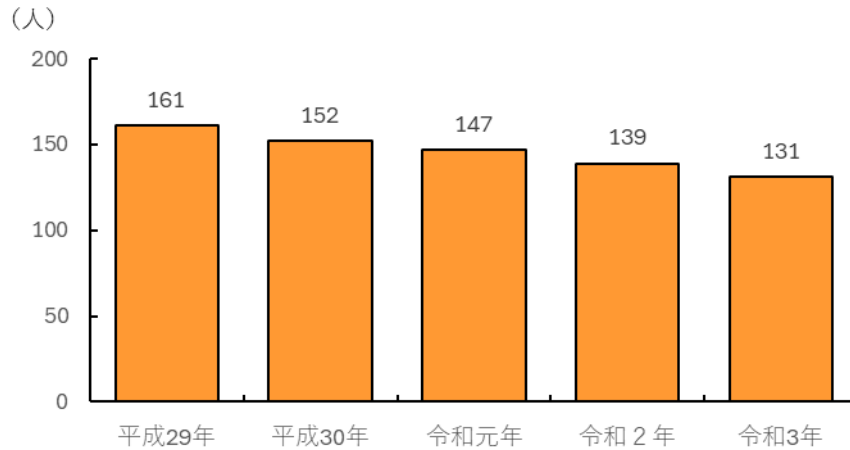
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本町の出生数は年々減少傾向にあり、令和3年で131人と過去5年間で最も少なくなっています。

■ 出生数の推移



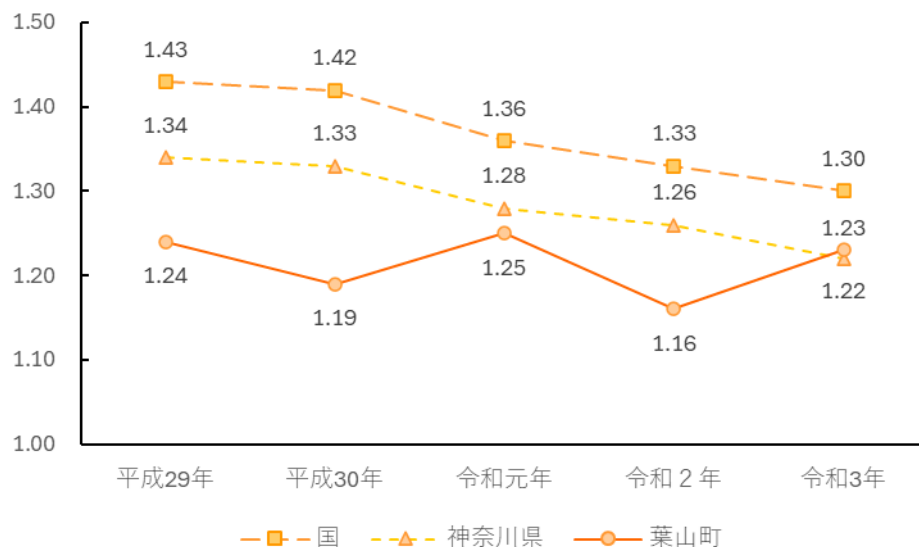
資料:神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移(国・県比較)

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本町の合計特殊出生率は増減がみられますが、令和3年で1.23となっています。全国や県は減少傾向が続いています。

■ 合計特殊出生率の推移

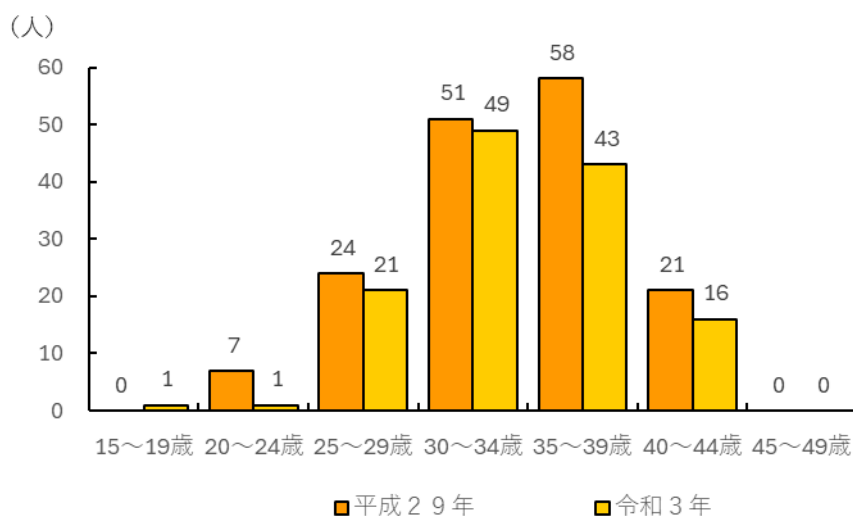


資料:神奈川県衛生統計年報(町)、厚生労働省人口動態調査(県、国)

③ 母親の年齢(5歳階級)別出生数の推移

本町の母親の年齢(5歳階級)別出生数の推移をみると、平成29年では35～39歳が最も多くなっているのに比べ、令和3年では30～34歳が最も多くなっています。

■ 母親の年齢(5歳階級)別出生数の推移



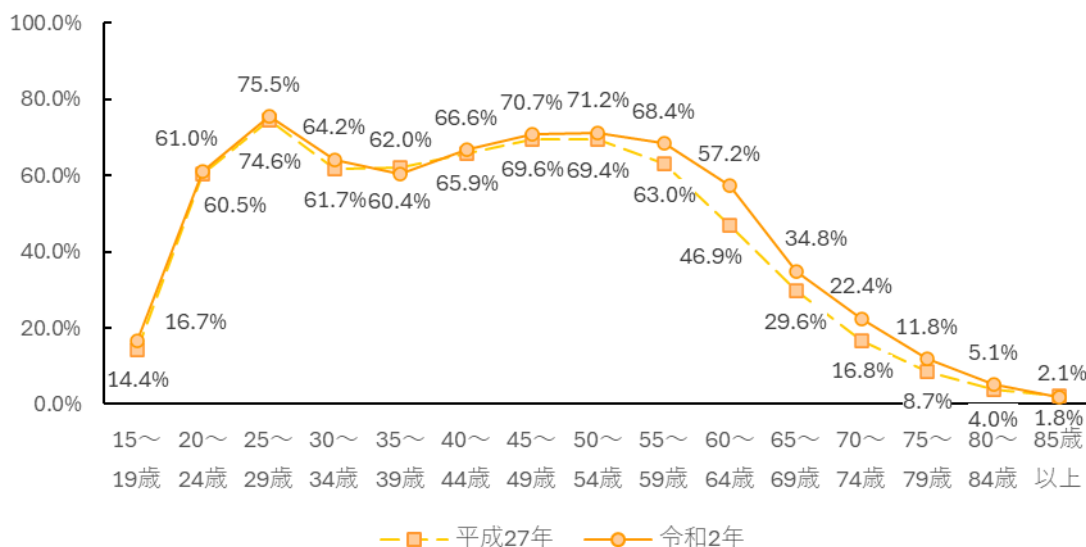
資料:神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。35～39歳の就業率は、令和2年では平成27年を下回るなどの状況もみられるため、引き続き課題としてとらえる必要があります。

■ 女性の年齢別就業率の推移



資料:国勢調査

② 女性の年齢別就業率(国・県比較)

本町の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、出生数が多くみられる20～44歳では、いずれも神奈川県より高い値で推移しているものの、30～44歳では全国を下回っています。

■ 女性の年齢別就業率(国・県比較)

(単位:%)

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	13.3	7.0	2.6
神奈川県	17.2	58.4	67.8	60.8	58.8	62.3	65.5	65.9	63.8	53.8	35.1	22.0	11.6	5.8	2.4
葉山町	16.7	61.0	75.5	64.2	60.4	66.6	70.7	71.2	68.4	57.2	34.8	22.4	11.8	5.1	1.8

資料:国勢調査(令和2年)

(5) 子ども・子育て支援新制度の利用状況

■ 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成27年4月からは、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。

1号から3号の認定制度を通じて利用する、幼稚園や保育園、認定こども園などの教育・保育サービスと、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う地域子育て支援事業があります。

この制度の各事業においては、将来の子どもの数を推計し、その数に基づいて、各事業に求められる量を見込み、その量を満たすための確保の方策をとることが求められています。

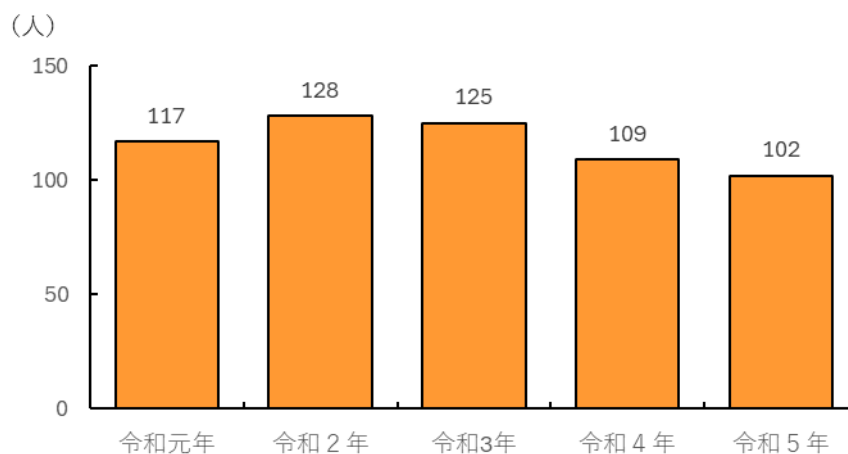
第2期計画期間中の計画値及び実績値は今後の量の見込み、確保の方策とともに「第4章 施策の展開」にまとめて記載しています。

(6) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

本町の児童扶養手当受給者数は、令和5年で102人となっています。

■ 児童扶養手当受給者数



資料：庁内資料

② 児童手当の改正

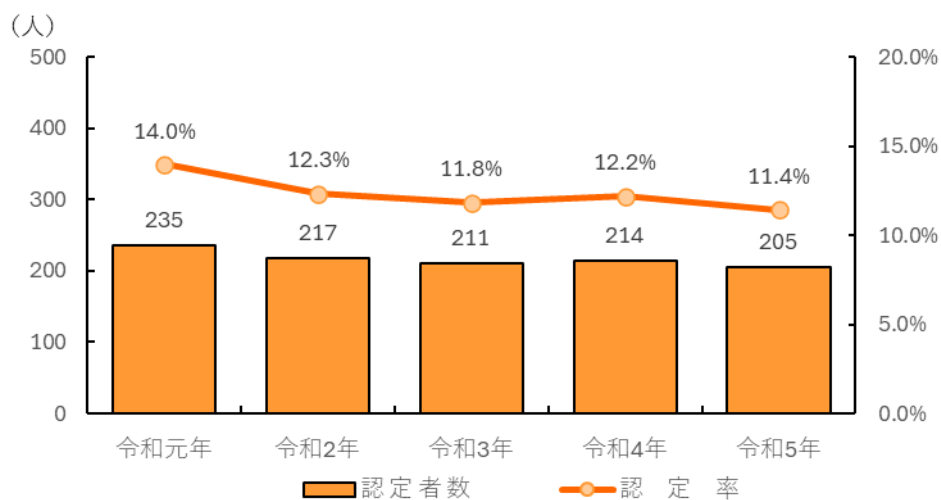
全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化する等の観点から、令和6年10月に児童手当の制度改正が行われました。

	改正後(令和 6 年 10 月分から)	
	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降
3 歳未満	月 15,000 円	月 30,000 円
3 歳から高校生	月 10,000 円	
所得制限	所得制限なし	
支給回数	年6回(偶数月)	
第3子カウント	大学生年代(22 歳の誕生日後、最初の 3 月 31 日まで)の子について、親等の経済的負担(食費や学費、家賃等の一部または全てを負担している状況)がある場合をカウント対象とし、3 番目以降。	

③ 就学援助認定者数(小学生)の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は、令和5年で認定者数が205人、認定率が11.4%となっています。

■ 就学援助認定者数(小学生)

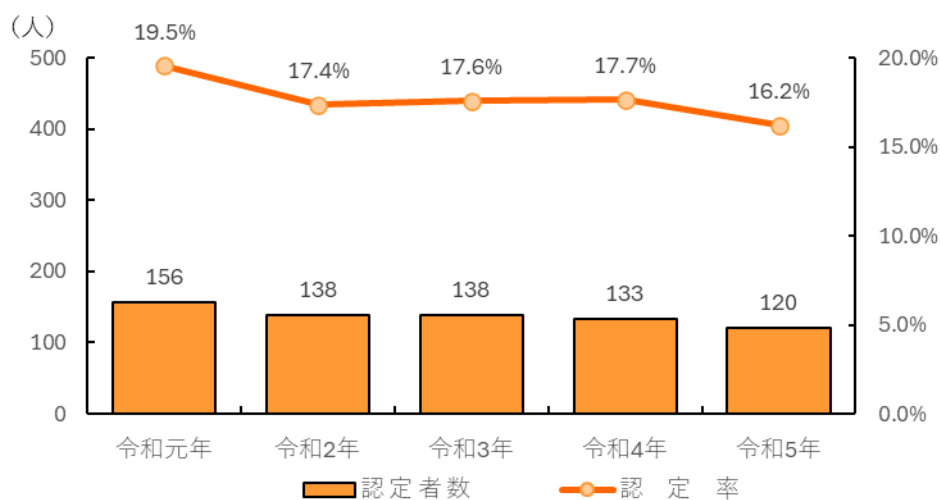


資料: 庁内資料

④ 就学援助認定者数(中学生)の推移

本町の中学生における就学援助認定者数・認定率は、令和5年で認定者数120人、認定率が16.2%となっています。

■ 就学援助認定者数(中学生)



資料: 庁内資料

2 こども・子育てを取り巻く現状と課題

本計画策定にあたり、前計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、アンケート結果を踏まえ、課題を整理しました。

(1) 父母の就労状況について

- 共働きしている世帯が多くなっており、父母ともにフルタイムでの働き方が主となっています。平日日中の教育・保育の利用にあたっては、令和元年 10 月より無償化の制度も導入されたことから、十分な利用枠の確保と、利用しやすい環境の整備が求められます。
- 育児休暇については「納得できる期間をとることができた」人は母親で 36.0%、父親では 14.8%となっており、育児・休業法改正などの周知を通じて、世帯の意向に沿った育児休暇の取れる環境の整備が求められます。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

- 令和元年 10 月より導入された、いわゆる「教育・保育の無償化」に伴い、3～5歳の利用率は 100%に近い状況となっています。0～2歳の利用状況についても、母親の就労状況がフルタイム勤務である人の割合なども鑑みると、今後も引き続き利用のニーズは高いままと考えられます。
- 本町の教育・保育の施設を利用している人は 86.7%、利用したい人は 86.9%と、ほとんど差異のない結果となっています。地域ごとの施設の有無等による影響や、本町特有の地勢などの影響も考えられるため、近隣自治体との連携を高め、町の施設のあり方を検討していくことも重要です。
- 病気やケガ、その後の療養等で平日の「定期的な教育・保育事業」（保育園や幼稚園）が利用できないときの対応で、母親、父親、親族・知人にみてもらう以外の回答では「葉山にこにこ保育園の病後児保育事業を利用する」が最も多くなっており、病児・病後児保育についての対応は引き続き検討が必要です。

(3) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

- 保護者の私用や通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用できる事業を「利用したい」人は全体の半数を超えていますが、利用状況では、上位をみても「幼稚園の預かり保育」が 15.2%、「一時預かり」が 14.0%にとどまっています。「利用していない」人の中で「利用する必要がない」と回答した以外の理由では、上位から「利用料がかかる・高い」が 18.5%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が 13.9%となっており、利用内容・条件等の検討と更なる周知が求められます。

(4) 地域子育て支援拠点事業について

- 本町の地域子育て支援拠点である「子育て支援センターぱけっと」について、「概ね希望通りに利用できている」との回答は全体の1割程度ですが、拠点に近い一色地区が全体より多い回答になっているのに対し、長柄地区は少ない回答となっています。また、地区別に見た利用していない理由でも、長柄地区は「自宅から遠い、駐車場が少ないなどで不便」が全体よりも多くなっており、地域性が利用の妨げになっていることがわかります。
- 児童館については全体の約4分の1程度が「概ね希望通りに利用できている」と回答しています。利用していない理由については、地域差はあまりみられません。

(5) 放課後の過ごし方について

- 小学生の保護者に対する、こどもの放課後の過ごし方の状況について、「放課後児童クラブ」を利用しているという回答は全体の18.9%になっていますが、現在小学1～4年生の児童のいる保護者の、こどもの2年後（小学3～6年生になったとき）の放課後の過ごし方の希望を「放課後児童クラブ」と回答した人は21.3%と実際の利用率よりも多くなっています。また、未就学児の保護者に対する、小学校就学後の放課後の過ごし方の希望を「放課後児童クラブ」と回答した人は45.4%と高く、今後の需要の高まりが予想されます。
- 放課後児童クラブを利用していない理由では、「利用するための条件を満たしていなかった（条件がよくわからない）」や「お子さんが行きたがらない」が挙げられており、利用しやすい環境の整備が求められます。
- 本町が実施に向けた検討をしている「放課後子ども教室」については7割が「利用したい」と回答しており、安全・安心に過ごせる場所への期待の高さがうかがえます。
- 小学生本人に対する、児童館の利用については、「知っていて、遊びに行くことがある」、「知っていて遊びに行きたいけど行けていない」が全体の半数を超えており、遊びに行きたいと思える場所になっている一方、「知っているが行っていない」や「行きたいと思わない」理由では、「距離の遠さ」のほか、「行っても友達がいらない」「家や他の場所にいた方が楽しい」といった点などが挙げられています。

(6) 小学生の土日や長期休暇の過ごし方について

- 小学校の夏休みや冬休みなどの長期休暇中の、放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい」との意向が56.2%と半数を超えており、高い意向がうかがえます。地区別に見ると、長柄小学校区での「利用したい」が67.6%と多くなっています。
- 未就学児の保護者に対する、こどもが小学校に進んだ時の土日や長期休暇中に過ごす場所の希望は、「自宅」が最も多いものの、「放課後児童クラブ」は20.3%、「放課後子ども教室」は7.6%と一定のニーズがみられます。

(7) こどもの貧困について

- 経済的な困窮の状況について回答の最も多かったものは、「習い事に行かせられなかった」となっています。すべての選択肢で1割以下の回答ですが、この問に1つでも○をつけて回答した人のうち、回答個数が2個以上だった人はいずれも4割を超えており、貧困を感じている世帯に対し、様々な方面からの支援が必要であることがうかがえます。

(8) 町の施策に対して

- 本町の子育ての環境や支援への満足度について、「満足度が低い」が3割を超えており、中でも小学生の保護者の「満足度が高い」が8.1%と1割に満たないため、環境や支援の改善が必要です。
- 子育てをするうえでであるとよいサポートでは、「親の体調が悪い時や急な用事ができたときに子どもを預けられる場所がほしい」という回答が最も多く、また、この回答をした人の本町の子育ての環境や支援への満足度について、「満足度が低い」と回答した割合が平均より高いことから、このサポートに対しては、重点的な取組みが求められます。
- 子育てをする上での困りごとについては、「子育ての出費がかさむ」が最も多くなっており、貧困世帯に限らず、子育て支援において経済的負担は主要な課題となっています。
- 親族や友人・知人を除いた気軽に相談できる場所や人では、「幼稚園や保育園の職員」が多く挙げられています。また、「子育て支援センターばけっと・児童館」と回答した人は、子育て支援センターばけっとから近い堀内地区や一色地区で多く、親子で普段から行きやすい場所に施設があるかどうかが重要であることがわかります。
- 本町で実施している事業で「利用したことがある」「利用してみたい」と回答した割合では、本町発行の子育て支援情報誌「葉みんぐ」が最も高く、約7割となっています。本町で実施している事業をさらに広く周知し、子育ての環境や支援への満足度を高める工夫が求められます。

(9) こどもや若者世代の施策に対する意向

- 本町では、ヤングケアラー、ひきこもり、貧困、結婚支援等について30代までの町内在住者に意見を聴取しました。
- そのうち、18歳未満の人のうち、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。」という問いに「いる」と答えた人は12.7%となっており、「見守り」をはじめ、「家事」「きょうだいの世話」や「保育所等への送迎」「外出の付き添い」などに携わっており、頻度としては、世話をしている人がいると答えた人の半分以上が「ほぼ毎日」と回答しています。
- また、世話をしているのは「自分のみ」と答えた人はいなかったものの、世話をしていることでできていないことでは、「睡眠が十分に取れない」「友人と遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」などの回答がみられ、早急な対応が求められます。

- 18歳未満の回答者のうち、ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容も知っている人は全体の 46%となっており、より周知を図り、ヤングケアラーについて知ってもらうことが大切です。
- 対象者全員に対する、いわゆる「ひきこもり」について、ひきこもりに「現在なっている」やひきこもりに「過去なったことがある」と回答した人は全体の 5.5%みられ、必要な支援については、「悩みを話し合い、集える場所の紹介や設置」や「気軽に相談できる窓口」などの相談に回答が集まっています。
- こども・若者向けの施策で町に特に力を入れて取り組んでもらいたい事業については、「ヤングケアラー対策」が 3 割を超えて最も多く、次いで「ひきこもり対策」と「貧困対策」がともに 2 割台、「結婚支援事業」が 1 割台となっています。



1 計画の基本理念

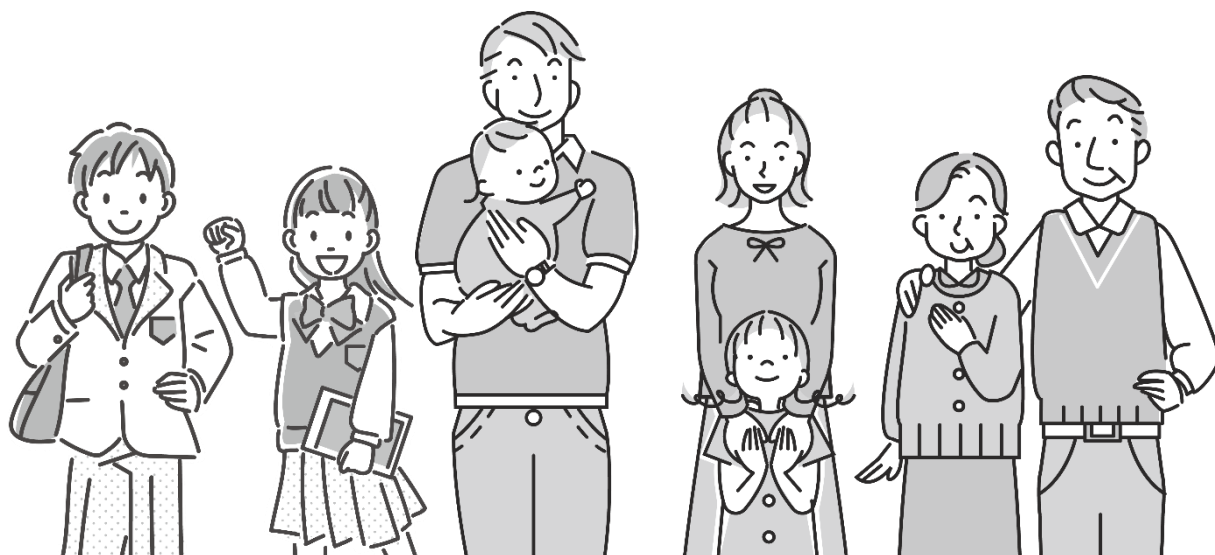
「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」において、「のびのび育て葉山の子ー地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山ー」を基本理念として掲げ、こども・子育てに関する施策を推進してきました。

また、町の最上位計画である第五次葉山町総合計画においては、将来像として「美しい海とみどりに 笑顔あふれる ころろ温かな ふるさと 葉山」を掲げています。

本計画においては、上記のような本町のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえつつ、未来の葉山町を担うこども一人ひとりが心も体も健やかに成長できるよう、地域社会全体でこどもの成長を見守るとともに、子育てを支える環境を整えることで、こどもたちが生きいきと育つまち、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

のびのび育て葉山の子

ーこども・若者が笑顔にあふれ、
地域で子育てを支えあうまち 葉山ー



2 基本方針

これまでの子ども・子育て支援事業計画で設定した2つの基本方針を引き継ぐとともに、新たに基本方針3を設定し、基本理念の実現を目指します。

基本方針1 子育て家庭をみんなで支える

親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができることが重要です。

しかし、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域全体で子育てを支援していくことが大切です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもを優しく見守り、子育て家庭を温かく支えていくような地域を目指します。

基本方針2 親と子がともに成長できる環境をつくる

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てを前向きに感じながら、適切な関わりのもと、子どもの成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられることが大切です。

保護者は、子どもを育てるという経験を通じて、自らも、様々なことを学習し、成長していくことができ、子育ては、子どもと保護者とが、ともに育つ機会でもあり、親と子がともに成長する環境づくりに取り組みます。

基本方針3 こどもや若者を尊重し、ともに社会をつくる

本町でも「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもや若者が良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるまちを目指し、こどもや若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。また、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聞く機会の保障などを通じて、ともに社会をつくれます。

3 基本目標

基本理念と基本方針の下、次の7つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

(1) 教育・保育および地域型保育事業の充実と多様化

保護者の就労状況の変化等から、今後も保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、教育・保育の量と質を確保し、幼稚園・保育園連絡会議等において教育・保育内容の情報共有を行っていきます。

【主な施策】

- 教育・保育の質と量の確保

(2) 緊急時や不定期に利用できる事業の充実

買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等の際に利用できる一時預かりや共働き家庭等におけるこどもの病気やけがの際に利用する病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応した保育事業の充実を図ります。

【主な施策】

- 一時的な預かり提供場所の充実（新規：乳児等通園支援事業）
- 病児・病後児等の対応の充実

(3) 子育て家庭への支援の充実

妊娠、出産、産後、子育ての不安を軽減し、その人らしく安心してこどもを生み育てることができるよう、切れ目のない支援や仕事と子育てを両立するための環境づくりを行います。

【主な施策】

- 地域子育て支援拠点事業の充実
- 切れ目のない支援の充実（こども家庭センター及び地域子育て相談機関の設置、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業（地域子育て支援事業としての位置づけへ）、児童育成支援拠点、親子関係形成支援）
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方対策の充実

放課後の過ごし方について、現在本町の主な施策である放課後学童クラブについては、待機児童が出るなど利用意向が高くなっており、アンケートにおいても就学前児童の放課後児童クラブの利用希望も高くなっています。

放課後のこどもの安全・安心な居場所、こどもの遊びや体験の場として、放課後子ども教室を求める声も多くなっており、小学校就学後の放課後の居場所の充実が必要です。

また、放課後に限らず、小学校の始業前に、学校施設などを利用して、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりに向け、課題やニーズを把握し、保護者とこどもの不安解消を目指します。

【主な施策】

- 放課後児童クラブの充実
- 新・放課後子ども総合プランの実現を目指した取組み
- 地域におけるこどもの安全・安心な居場所づくり

(5) 発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実

一人ひとりの成長や特性に合わせた支援が重要である一方、子ども・子育てに関するアンケート調査では、こどもの心の育ちや、体の育ち、食事、病気など、子育てをする上で、こどもの発達等に不安を感じている人が多くなっています。

こどもの発達について不安を抱えている家庭への支援について、乳幼児期から成人期に至るまで、切れ目のない一貫した支援体制を推進する必要があります。

【主な施策】

- 発達に支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援の推進
- 発達に支援が必要なこどもの放課後の過ごし場所での受入れ

(6) こどもの貧困への対策の充実

生まれ育った家庭の経済事情等でこどもの将来が左右されず、また、貧困の連鎖を断ち切れるよう、こどもの貧困に対する施策を推進する必要があります。

【主な施策】

- 教育の支援
- 生活の支援
- 保護者の就労支援
- 経済的支援
- 地域社会の理解の促進

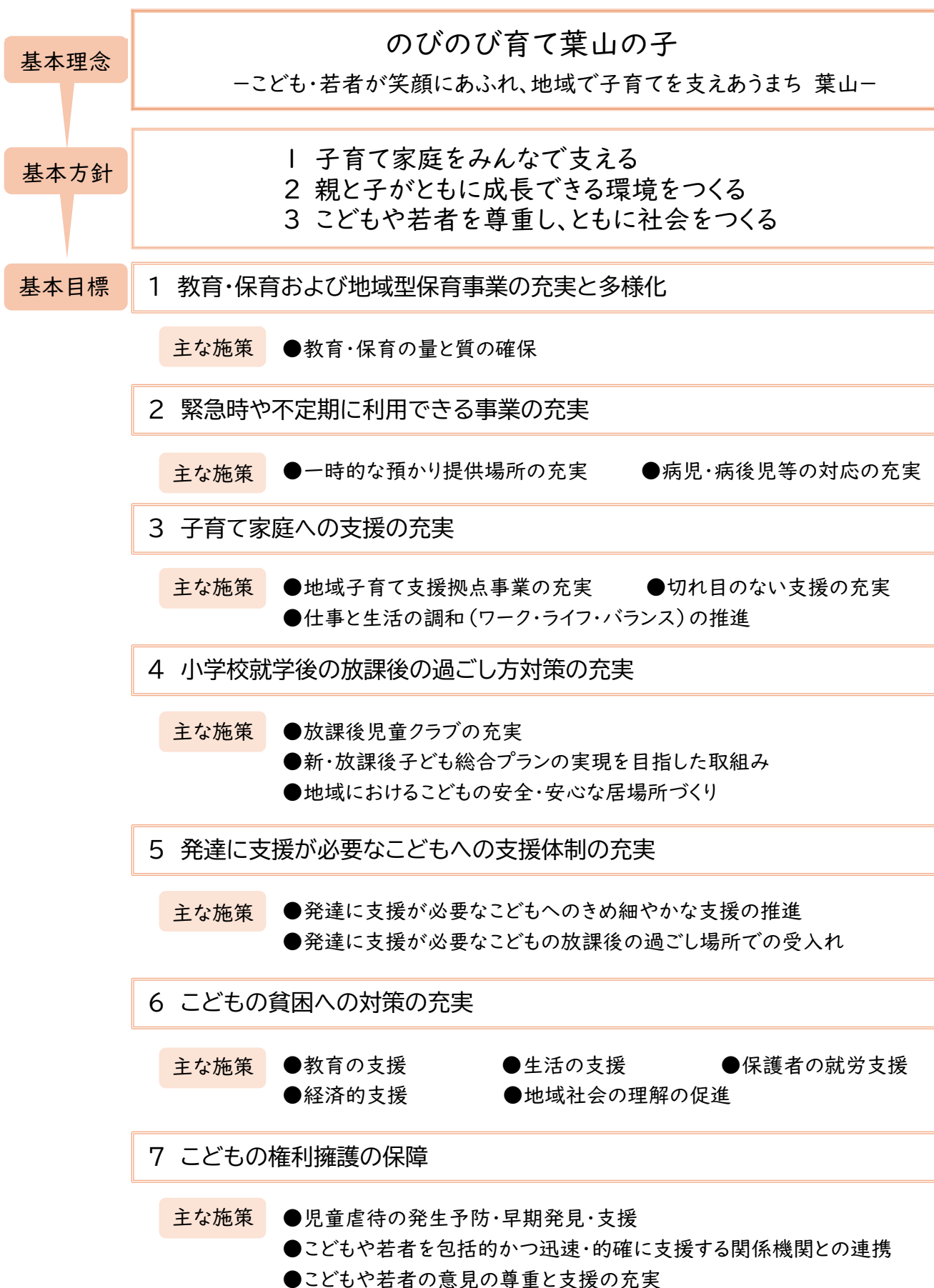
(7) こどもの権利擁護の保障

こどもの権利が明確に保障され、また、社会全体が意見を尊重し、最善の利益を優先して考慮することが求められています。また、すべてのこども・若者が、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」となっていくべきであることから、その支援に努めます。

【主な施策】

- 児童虐待の発生予防・早期発見・支援
- こどもや若者を包括的かつ迅速・的確に支援する関係機関との連携
- こどもや若者の意見の尊重と支援の充実

4 計画の体系



5 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

現在、本町東部の市街化調整区域である木古庭地区、上山口地区、下山口地区（一部）を1つの区域、残りの本町西部の市街化区域である下山口地区（一部）、一色地区、堀内地区、長柄地区をもう1つの区域として、教育・保育提供区域を市街化調整区域と市街化区域の2区域と定めます。



1 教育・保育および地域型保育事業の充実と多様化

(1) 教育・保育の質と量の確保

子ども子育て支援新制度の保育認定に基づき、教育・保育および地域型保育事業の充実と多様化を図ります。

① 量の見込みについて

1) 子ども・子育てに関するアンケート調査から

本計画策定にあたって、就学前児童および小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する町民ニーズ等を把握するため、アンケート調査を行いました。

◆ 就労状況

単位(人)

		父親の就労状況					
		合計	就労している	産休や育休・ 介護休業中	仕事は していない	父親はいない	不明
母親の 就労状況	合計	749	686	8	4	24	27
	就労している	433	400	2	3	16	12
	産休や育休・ 介護休業中	95	85	4	1	2	3
	仕事は していない	199	193	1	0	5	0
	母親はいない	4	3	0	0	1	0
	不明	18	5	1	0	0	12

資料：子ども・子育てに関するアンケート調査から

共働きやひとり親の世帯（着色部分）は全体の 69.2% (=518/749) みられます。

◆ 利用希望意向

上段：人数(人)、下段：割合(%)

	回答者数	幼稚園の通常の就園時間のみ利用	幼稚園の通常の就園時間に加え、延長して預かる、預かり保育の定期的な利用	認可保育所	家庭的保育	小規模保育施設	事業所内保育施設	企業主導型保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育
全体	749 100.0	157 21.0	160 21.4	279 37.2	0 0.0	8 1.1	3 0.4	2 0.3	25 3.3	5 0.7
共働きまたはひとり親世帯	518 100.0	55 10.6	98 18.9	256 49.4	0 0.0	6 1.2	3 0.6	2 0.4	17 3.3	5 1.0
それ以外 (無回答除く)	231 100.0	102 44.2	62 26.8	23 10.0	0 0.0	2 0.9	0 0.0	0 0.0	8 3.5	0 0.0

	回答者数	認定こども園	ファミリー・サポート・センター	従来の幼稚園保育園の枠にはまらない保育グループ	国が検討している「こども誰でも通園制度(仮称)」	利用できればどの事業でも構わない	い事業の違いがわからない	これらの事業は特に使わなくてもよい	その他	無回答
全体	749 100.0	28 3.7	9 1.2	11 1.5	8 1.1	17 2.3	6 0.8	6 0.8	14 1.9	11 1.5
共働きまたはひとり親世帯	518 100.0	19 3.7	7 1.4	7 1.4	7 1.4	12 2.3	6 1.2	2 0.4	11 2.1	5 1.0
それ以外 (無回答除く)	231 100.0	9 3.9	2 0.9	4 1.7	1 0.4	5 2.2	0 0.0	4 1.7	3 1.3	6 2.6

資料：子ども・子育てに関するアンケート調査から

「幼稚園の通常の就園時間のみ利用」と「幼稚園の通常の就園時間に加え、延長して預かる、預かり保育の定期的な利用」を合わせた利用意向は全体の42.4%みられます。

「認可保育所」「家庭的保育」「小規模保育施設」「事業所内保育施設」「企業主導型保育施設」「その他の認可外の保育施設」「居宅訪問型保育」を合わせた利用意向は全体の43.0%になっています。

「共働きまたはひとり親世帯」のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と考えられる、「幼稚園の通常の就園時間に加え、延長して預かる、預かり保育の定期的な利用」を選択したのは18.9%となっています。

2) 利用実績から

① 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定	対象	主な施設
<1号認定>	満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
<2号認定>	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育園、認定こども園
<3号認定>	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども (保育を必要とするこども)	保育園、認定こども園、 地域型保育事業

② 過去の計画値と実績値

令和2年度から令和5年度までの各保育認定の計画値とそれに対する実績値は以下のとおりです。

■ 1号認定

1号認定の量の見込みは、計画値において減少するとし、実績値でも減少となりました。確保の方策においては、認定こども園、施設型給付の幼稚園への移行に伴う私学助成の幼稚園減少を1園と想定しましたが、変更はありませんでした。

量の見込みに対しては、十分な確保方策である状況は続いています。

◆ 町内で利用できる施設(令和6年度時点)

認定こども園：なし

施設型給付の幼稚園：明照幼稚園、御国幼稚園（令和6年度に移行）

私学助成の幼稚園：おおぞら幼稚園、あけの星幼稚園、どれみ幼稚園

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①量の見込み	453人	381人	428人	357人	361人	298人	349人	254人
認定こども園、施設型 給付の幼稚園利用児童数		108人		94人		90人		84人
私学助成の幼稚園 利用児童数		273人		263人		208人		170人
②確保方策	945人	945人	885人	945人	875人	945人	875人	945人
認定こども園、施設型 給付の幼稚園	175人 (1か所)	175人 (1か所)	430人 (2か所)	175人 (1か所)	420人 (2か所)	175人 (1か所)	420人 (2か所)	175人 (1か所)
私学助成の幼稚園	770人 (4か所)	770人 (4か所)	455人 (3か所)	770人 (4か所)	455人 (3か所)	770人 (4か所)	455人 (3か所)	770人 (4か所)
②－①	492人	564人	457人	588人	514人	647人	526人	691人

■ 2号認定

2号認定では、当初計画値よりも実績値が上回る結果だったことから、令和4年度に中間見直しを行い、令和5年度以降の計画値を改めて設定しました。それに対する確保の方策では、令和5年度では352人の量の見込みに対し、368人の枠があり、一定程度充足している状況となっています。

◆ 町内で利用できる施設(令和6年度時点)

認定こども園：なし

公立認可保育所：葉山保育園

私立認可保育所：葉山にこにこ保育園、葉山ぎんのすず保育園、おひさま保育室、
風の子保育園

認可外保育施設：おうちえん Telacoya921、おうちえん Telacoya921 つみきのいえ、
葉山シュタイナーこどもの家うみのこびと、キッズルームつぼみ

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①量の見込み	304人	340人	287人	339人	242人	361人	345人	352人
《教育ニーズ》 認定こども園、施設型給付の 幼稚園、私学助成の幼稚園に おける預かり保育利用児童数	83人	123人	78人	106人	66人	117人	112人	128人
《その他》 保育所等利用申込者数	221人	217人	209人	233人	176人	244人	233人	224人
②確保方策	234人	345人	294人	371人	339人	362人	357人	368人
《教育ニーズ》 認定こども園、施設型給付の 幼稚園、私学助成の幼稚園		123人 (5か所)		106人 (5か所)		117人 (5か所)	112人 (5か所)	128人 (5か所)
《その他》 認定こども園	0人 (0か所)	0人 (0か所)	60人 (1か所)	0人 (0か所)	105人 (2か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
《その他》 公立認可保育所	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)
《その他》 私立認可保育所	128人 (4か所)	101人 (3か所)	128人 (4か所)	128人 (4か所)	128人 (4か所)	128人 (4か所)	128人 (4か所)	128人 (4か所)
《その他》 認可外保育施設	46人 (4か所)	61人 (4か所)	46人 (5か所)	77人 (4か所)	46人 (5か所)	57人 (4か所)	57人 (4か所)	52人 (4か所)
②－①	▲70人	5人	7人	32人	97人	1人	12人	16人

■ 3号認定

3号認定では、計画値において増減がある見込みでしたが、実績値ではほぼ横ばいの利用となりました。それに対する確保の方策では、幼稚園の認定こども園への移行が進まず、現状は定員枠よりも多い利用となっています。

◆ 町内で利用できる施設(令和 6 年度時点)

認定こども園：なし

公立認可保育所：葉山保育園

私立認可保育所：葉山にこにこ保育園、葉山ぎんのすず保育園、おひさま保育室、
風の子保育園

小規模保育事業：芽ぐみ保育室、みんくいナーサリー、かもめと風保育園（令和 6 年度開設）

認可外保育施設：おうちえん Telacoya921、おうちえん Telacoya921 つみきのいえ、
葉山シュタイナーこどもの家うみのこびと、キッズルームつぼみ

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①量の見込み	206 人	195 人	208 人	196 人	226 人	193 人	176 人	193 人
保育所等 利用申込者数	206 人	195 人	208 人	196 人	226 人	193 人	176 人	193 人
②確保方策	158 人	163 人	210 人	159 人	255 人	176 人	176 人	177 人
幼稚園型／幼保連携 型認定こども園	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	45 人 (1 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)
公立認可保育所	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)	40 人 (1 か所)
私立認可保育所	89 人 (4 か所)	74 人 (3 か所)	89 人 (4 か所)	89 人 (4 か所)	89 人 (4 か所)	89 人 (4 か所)	89 人 (4 か所)	89 人 (4 か所)
小規模保育事業	10 人 (1 か所)	29 人 (2 か所)	48 人 (3 か所)	10 人 (1 か所)	48 人 (3 か所)	25 人 (2 か所)	25 人 (2 か所)	25 人 (2 か所)
家庭的保育事業	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	2 人 (1 か所)	0 人 (0 か所)	2 人 (1 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)	0 人 (0 か所)
認可外保育施設	19 人 (4 か所)	20 人 (4 か所)	31 人 (5 か所)	20 人 (4 か所)	31 人 (5 か所)	22 人 (4 か所)	22 人 (4 か所)	23 人 (4 か所)
②－①	▲48 人	▲32 人	2 人	▲37 人	29 人	▲17 人	0 人	▲16 人

■ 保育認定における待機児童

保育認定における「待機児童」とは、一般に厚生労働省により定義される「保育所等利用待機児童」のことを言います。これは、保育の必要性(2号または3号)が認定され、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)または特定地域型保育事業の利用の申込がされており、かつ、保護者が求職中ではないなど、国の基準に基づいて該当する場合をいいます。

この「待機児童」は令和6年度で10人となっています。

(単位:人)(各年4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	6	1	0	1	3
1歳	17	8	19	6	0
2歳	14	10	0	5	7
3歳	3	3	2	0	0
4歳	8	0	0	0	0
5歳	4	0	1	0	0
合計	52	22	22	12	10

◆ 保育認定における保留児童数

本町では、国で示される「待機児童」とは別に、利用を申し込んだものの、利用に至っていない児童数を把握するため、独自に保留児童数を算出しています。これは、利用の申込を行ったものの、利用に至らなかった児童の数です。

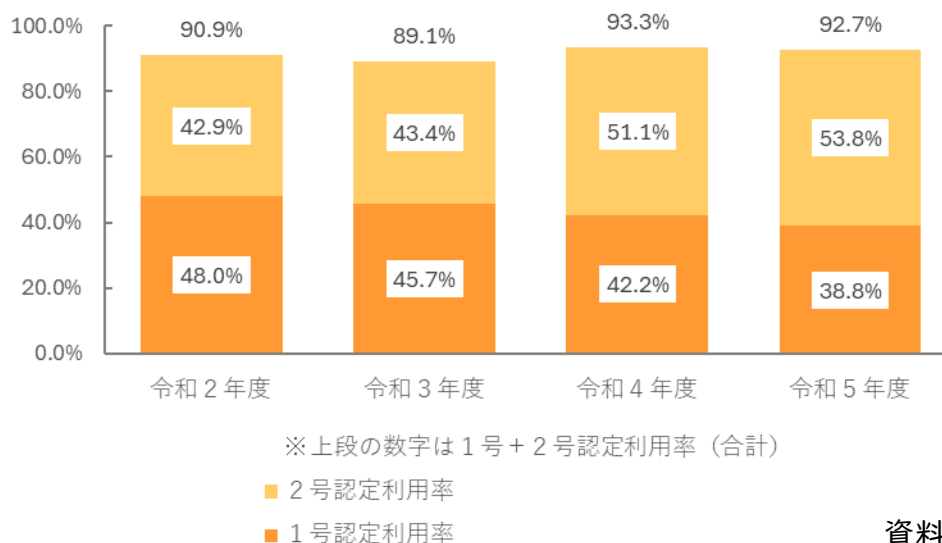
この「保留児童」数は令和6年度で18人となっています。

(単位:人)(各年4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等 利用申込者数①	412	429	437	417	411
利用児童数②	343	388	401	394	393
保留児童数①－②	69	41	36	23	18

③ 利用率と申込率

◆ 1号認定・2号認定の利用率の推移

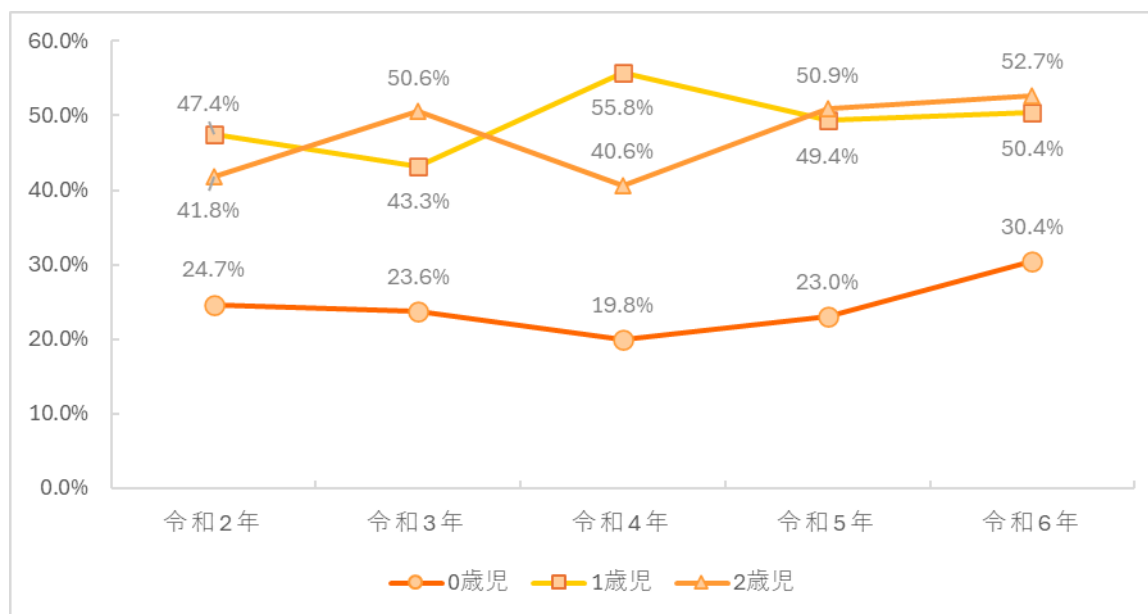


資料：庁内資料

各年の3～5歳人口に占める1号認定、2号認定の利用者の割合を利用率として見ると、1号認定の利用率は、令和2年度に比べ令和5年度は9.2ポイントの減少がみられ、毎年、減少の傾向がみられます。2号認定の利用率は、令和2年度に比べ令和5年度は10.9ポイントの増加がみられ、毎年、増加の傾向がみられます。また、令和4年度以降は50%を超えています。

これら1号認定と2号認定の利用を合計した利用率は、90%前後で推移しています。

◆ 3号認定の申込率



資料：庁内資料

3号認定については、教育の利用がなく、また待機児童等が発生している状況を鑑み、利用率ではなく、申込率をニーズと考えます。0歳児は新型コロナウイルス感染が広がっていた時期にあたる令和4年度付近ではいったん減少がみられたものの、令和2年に対して令和6年は増加しています。1歳児・2歳児もともに漸増しており、令和6年にはいずれも5割を超えています。

3) 量の見込みの考え方

◆ 1号認定・2号認定

本町では、3～5歳の児童は9割以上が1号認定または2号認定を受けており、潜在的ニーズを合わせると全員が1号認定または2号認定を受けるものとして見込みます。

子ども・子育てに関するアンケート調査では、「定期的な教育・保育事業の利用」の意向について、幼稚園の通常利用または通常利用に延長利用を合わせた意向は42.4%みられます。このことから、1号認定の利用率は令和5年度で38.8%まで減少していますが、今後はこの割合前後で推移していくのではないかと考えます。

一方、2号認定については、令和5年で53.8%ですが、待機児童が出ていることなどを踏まえ、これからも利用率が伸びることが考えられます。そのため、新計画期間においては、1号認定が対象人口の38.8%、2号認定は残りのすべてに該当する61.2%として量を見込みます。

次に、子ども・子育てに関するアンケート調査では「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と考えられる、「幼稚園の通常の就園時間に加え、延長して預かる、預かり保育の定期的な利用」を選択したのは、全体では21.4%となっており、「共働きまたはひとり親世帯」では18.9%となっています。これらのことから、量の見込みにおいては、21.4%が「幼児期の学校教育の利用希望が強い」ものとして見込みます。

【量の見込み】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3～5歳(1号)	232	216	211	206	209
3～5歳(2号)	366	339	333	325	330
幼児期の学校教育の利用希望が強い	78	73	71	70	71
上記以外	288	266	262	255	259

◆ 3号認定

3号認定も近年利用意向の高まりがみられ、いずれの年齢も令和2年度に比べ令和5年度では、申込率が大きく伸びています。また、0歳に比べ、1歳や2歳では高い傾向となっています。子ども・子育て会議等においても、こどもの早い段階からの預かりを望む声が多く寄せられていることの報告がありました。

これらのことから、潜在的なニーズとして令和2年度から令和6年度にかけての申込の伸びの平均が続くものと想定し、量を見込みます。1歳と2歳については申込率がほぼ同じで、また、年度による増減が大きいことから、申込率をまとめて平均して量を見込みます。

【量の見込み】

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	41	41	41	43	42
1歳	73	76	75	73	74
2歳	80	88	93	91	87
0～2歳(合計)	194	205	209	207	203

② 確保の方策について

本町では、量の見込みに対する確保の方策として以下の取組みを進めます。

1) 定員の枠組みの移行

現行施設の協力を得て、定員の枠組みの移行を推進します。

■ 施設型給付園から認定こども園（幼稚園型）へ

（施設型給付園）

（単位：人）

	1号認定					2号認定			
	満3歳	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和6年度時点	25	52	66	57	200	—	—	—	—

<移行予定> 令和7年度（2号認定も利用が可能になります）

（認定こども園（幼稚園型））

（単位：人）

	1号認定					2号認定			
	満3歳	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和7年度	15	22	32	36	105	12	13	14	39
令和8年度以降	15	17	25	29	86	7	10	12	29

■ 私学助成園から施設型給付園へ

（私学助成園）

（単位：人）

	1号認定					2号認定			
	満3歳	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和6年度時点	—	70	70	70	210	—	—	—	—

<移行予定> 令和8年度以降

（施設型給付園）

（単位：人）

	1号認定					2号認定			
	満3歳	3歳児	4歳児	5歳児	合計	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和8年度以降	—	70	70	70	210	—	—	—	—

2) 本計画期間中における施設の新規開設の見込み

全国的な状況としては、乳幼児人口の減少は今後数十年にわたって続くことが必至である一方で、一定の転入がある本町においては、実際の人口動態やニーズの変化等を総合的に勘案しつつ、小規模保育施設の設置など、状況に応じた対応を検討します。

3) その他の取組み

- こどもの人口は減少が見込まれるものの、共働き世帯等の増加に伴う保育ニーズの高まりに対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

◆ 1号認定・2号認定について

- 私学助成園等に対し、説明機会を設け、認定こども園の制度を深く理解してもらい、認定こども園への移行を推進します。
- 2号認定については、これまで認可保育所や認可外保育施設で対応してきましたが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、令和7年度より現行施設の移行による認定こども園（幼稚園型）によるサービス提供を開始するとともに、他施設の移行にも取り組みます。

◆ 3号認定について

- 施設型給付園が認定こども園（幼稚園型）に移行することが見込まれ、2号認定の受け皿が充足することに伴い、各保育施設で一定の定員割れが生じる可能性があります。これにより3号認定の受入れ可能枠を見直し、待機児童解消に向けた一助とします。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。

◆ 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟にこどもを受入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取組みを推進します。

4) 年度別見込量

■ 1号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	232人	216人	211人	206人	209人
②確保方策	700人	681人	681人	681人	681人
認定こども園、 施設型給付の幼稚園	315人 (2か所)	506人 (3か所)	506人 (3か所)	506人 (3か所)	506人 (3か所)
私学助成の幼稚園	385人 (3か所)	175人 (2か所)	175人 (2か所)	175人 (2か所)	175人 (2か所)
②－①	468人	465人	470人	475人	472人

■ 2号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	366人	339人	333人	325人	330人
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	78人	73人	71人	70人	71人
上記以外	288人	266人	262人	255人	259人
②確保方策	358人	343人	341人	340人	341人
《教育ニーズ》 認定こども園、施設型給付の 幼稚園、私学助成の幼稚園	78人 (1か所)	73人 (1か所)	71人 (1か所)	70人 (1か所)	71人 (1か所)
《その他》 認定こども園	39人 (1か所)	29人 (1か所)	29人 (1か所)	29人 (1か所)	29人 (1か所)
《その他》 公立認可保育所	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)	60人 (1か所)
《その他》 私立認可保育所	131人 (4か所)	131人 (4か所)	131人 (4か所)	131人 (4か所)	131人 (4か所)
《その他》 認可外保育施設	50人 (4か所)	50人 (4か所)	50人 (4か所)	50人 (4か所)	50人 (4か所)
②－①	▲8人	4人	8人	15人	11人

■ 3号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	194人	205人	209人	207人	203人
0歳	41人	41人	41人	43人	42人
1歳	73人	76人	75人	73人	74人
2歳	80人	88人	93人	91人	87人
②確保方策	187人	187人	206人	206人	206人
幼稚園型／幼保連携型 認定こども園	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
公立認可保育所	40人 (1か所)	40人 (1か所)	40人 (1か所)	40人 (1か所)	40人 (1か所)
私立認可保育所	91人 (4か所)	91人 (4か所)	91人 (4か所)	91人 (4か所)	91人 (4か所)
小規模保育事業	35人 (3か所)	35人 (3か所)	54人 (4か所)	54人 (4か所)	54人 (4か所)
家庭的保育事業	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)	0人 (0か所)
認可外保育施設	21人 (4か所)	21人 (4か所)	21人 (4か所)	21人 (4か所)	21人 (4か所)
②－①	▲7人	▲18人	▲3人	▲1人	3人

③ 幼児教育・保育の質の確保

- 各保育所、地域型保育事業では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスの確保に努めます。
- 幼稚園・保育所では、教育・保育の「質」を確保するため、幼稚園・保育園連絡会議等を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 幼児教育・保育の質の確保のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実を図ります。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う新たな子育てのための施設等利用給付を実施します。この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。
- 多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業【地域子育て支援事業】
 - ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。引き続き、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。(第2期計画期間中は本事業の実績はありませんでした。)

④ 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。また、就学時健康診断を通じて、発達支援等の早期発見、就学にあたっての相談を行い、教育・保育の連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」や「葉山町相談支援ファイル「こん葉°す」」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図り、一貫した相談・支援体制を充実します。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

2 緊急時や不定期的に利用できる事業の充実

教育・保育の事業の利用については、利用者の働き方や、体調、日常生活に合わせて様々な場面が求められます。どうしても預けたい、預けたほうがよいという場面に十分な支援の届く町であるよう、緊急時や不定期的に利用できる事業の充実に努めます。

(1) 一時的な預かりの提供場所の充実

① 一時預かり事業【地域子育て支援事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

＜過去の計画値と実績値＞（幼稚園以外の一時預かり）

（単位：人日／年）

年間の 延べ人数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	2,747	1,463	2,655	1,670	2,486	1,805	2,403	2,034
確保方策	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	3,350	3,350

【確保方策】

- 一定程度充足しているものと見込んでいますが、幼稚園の長期休暇中など利用が増加する時期にも対応できるよう、新たな一時預かりを提供できる場所の設置に向けた検討を行います。
- 教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実に図ります。
- 従来から行われている事業ですが、すべての幼稚園で預かり保育を実施します。長期休暇中の預かり保育にも対応していきます。

■ 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【年度別見込量】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,627	3,336	3,299	3,220	3,269
確保方策	3,627	3,336	3,299	3,220	3,269

■ 幼稚園以外の一時預かり

【年度別見込量】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,593	2,616	2,729	2,820	2,975
確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

② 延長保育事業【地域子育て支援事業】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

＜過去の計画値と実績値＞

(単位:人/月)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	404	167	391	172	366	166	353	168
確保方策	404	167	391	172	366	166	353	168

【確保方策】

○ 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

【年度別見込量】

(単位:人/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	170	172	177	181	188
確保方策	170	172	177	181	188

③ ファミリー・サポート・センター事業【地域子育て支援事業】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者(預かり援助を受けたい人「依頼会員」と、当該援助を行うことを希望する人(援助を行いたい人「支援会員」との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

＜過去の計画値と実績値＞

(単位:人日/年)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	1,201	1,017	1,175	947	1,145	1,006	1,101	1,290
確保方策	1,201	1,017	1,175	947	1,145	1,006	1,101	1,290

【確保方策】

○ 毎年度、支援会員を増やし、量の見込みに見合う提供体制を整えます。

○ 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

【年度別見込量】

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,363	1,388	1,411	1,414	1,423
確保方策	1,363	1,388	1,411	1,414	1,423

④ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【地域子育て支援事業:新規】

「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」とは、保育所などの利用要件を緩和し、親が就労していなくても時間単位などでこどもを預けられるようにする新たな通園制度です。

【確保方策】

○ 先進自治体の取組みを研究し、また地域の保護者の声などを集めながら、令和 8 年度実施に向けた検討・準備を行います。

【年度別見込み】

(単位:人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	14	14	14
確保方策	-	15	15	15	15

(2) 病児・病後児等の対応の充実

① 病児保育事業【地域子育て支援事業】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

＜過去の計画値と実績値＞

(単位:人日/年)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	225	5	218	32	204	76	197	102
確保方策	245	245	245	245	245	245	495	495

【確保方策】

○ 病後児保育は、ファミリー・サポート・センター及び認可保育所 1 か所で実施しており、引続き周知・啓発に努めます。

【年度別見込量】

(単位:人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		153	176	201	223	251
確保方策		725	725	725	725	725
病児保育事業 (病後児保育含む)	人日	720	720	720	720	720
	か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
ファミリー・サポート・センター		5	5	5	5	5

② 子育て短期支援事業【地域子育て支援事業】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。令和5年度より開始しています。

＜過去の計画値と実績値＞

（単位：人日／年）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	－	－	－	－	－	－	36	4
確保方策	－	－	－	－	－	－	36	4

【確保方策】

○ 町内の児童養護施設に委託し事業を実施しており、引き続き相談体制の充実を図りつつ、必要に応じた受入れを行います。また、里親の協力が得られる仕組みづくりを検討します。

【年度別見込量】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保方策	40	40	40	40	40

3 子育て家庭への支援の充実

(1) 地域子育て支援拠点事業の充実【地域子育て支援事業】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では子育て支援センター「ぽけっと」と児童館・青少年会館でひろば事業などを実施していますが、一色地区にある子育て支援センター「ぽけっと」については、乳幼児と保護者の居住地による利用の偏りがみられます。

＜過去の計画値と実績値＞

(単位:か所)

実施箇所数	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	8	8	8	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8	8	8	8

【確保方策】

- 量の見込みについては、一定の確保が図られているものの、地域のニーズや実情を踏まえ、利用者の利便性を考慮し、市街化区域内である長柄地区に1か所、拠点を確保することを目指します。
- 子育て支援センターの実施内容について周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。子育て中の孤立感や不安感等に対応し、子育て世帯の交流を促進します。

【年度別見込量】

(単位:人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,116	11,220	12,452	13,562	14,956
確保方策(か所)	9	9	9	9	9
地域子育て支援拠点事業	2	2	2	2	2
その他	7	7	7	7	7

(2) 切れ目のない支援の充実

① こども家庭センター及び地域子育て相談機関の設置

【こども家庭センター】

こども家庭センターは、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とし、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担う機関です。

主な業務内容としては、地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務や支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務、地域における体制づくりなどを行います。

本町では、子ども育成課窓口がその役割を担います。

【地域子育て相談機関】

地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的としています。

子育て家庭の中には、行政機関である「こども家庭センター」には直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、子育て支援センターをはじめとする地域の身近な相談場所が「こども家庭センター」を補完する機関となるよう、役割やあり方を検討します。

② 妊産婦への支援

1) 妊婦等包括相談支援事業【地域子育て支援事業:新規】

出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援事業です。

【確保方策】

○ 全ての妊婦・子育て家庭に着実に事業を実施し、産前産後を通じて、身近な機関で相談できる安心感を提供し、孤立しない子育てができる体制づくりに努めます。

【年度別見込み量】

(単位:人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	378	363	360	357	357
確保方策	378	363	360	357	357

2) 妊婦健康診査事業【地域子育て支援事業】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

＜過去の計画値と実績値＞

(単位:人回/年)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	2,436	1,844	2,366	1,768	2,296	1,519	1,834	1,526
確保方策	2,436	1,844	2,366	1,768	2,296	1,519	1,834	1,526

【確保方策】

○ 従来から実施している事業ですが、今後も着実に実施し、貧困家庭や特定妊婦世帯の発見と支援に努めます。

【年度別見込量】

(単位:人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,066	1,986	1,970	1,954	1,954
確保方策	2,066	1,986	1,970	1,954	1,954

3) 乳児家庭全戸訪問事業【地域子育て支援事業】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

＜過去の計画値と実績値＞

(単位:人回/年)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	174	137	169	128	164	115	131	112
確保方策	174	137	169	128	164	115	131	112

【確保方策】

○ 着実に事業を実施するとともに、支援を必要とする世帯の発見や対応につながるよう努めます。

【年度別見込量】

(単位:人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	129	126	121	120	119
確保方策	129	126	121	120	119

4) 産後ケア事業【地域子育て支援事業】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように、きめ細かい支援を実施する事業です。本町でもこれまで実施していた事業ですが、新たに国の地域子育て支援事業に位置付けられたため、量の見込みと確保方を設定します。

〔実施方法〕宿泊型、ナイトケア型、デイサービス型、訪問型

【確保方策】

- 着実に事業を実施するとともに、関係機関と連携し、妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保に努め、安心して子育てができるよう支援に努めます。

【年度別見込量】

(単位:人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71	80	98	115	120
確保方策	71	80	98	115	120

③ 子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

1) 利用者支援事業【地域子育て支援事業】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

相談事業を相談員等が行う基本型と保健師等の専門職が行う母子保健型があります。

<過去の計画値と実績値>

(単位:か所)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	2	2	2	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2	2	2	2

【確保方策】

- 子育て支援センターでの相談事業を基本型、子ども育成課窓口での相談事業を保健師等の専門職が対応する母子保健型とし、引き続き運営を行います。
- 地域のニーズや実情を踏まえ、利用者の利便性を考慮し、地域子育て支援拠点事業同様、市街化区域内である長柄地区に1か所、基本型を確保することを目指します。
- 利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1

2) 子育て世帯訪問支援事業【地域子育て支援事業】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町ではこれまで実施してきた「養育支援家庭訪問事業」を引き継ぎ、子育て世帯訪問支援事業として拡充し、実施します。

<過去の計画値と実績値>（養育支援家庭訪問事業）

（単位：人回／年）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	45	12	44	68	43	0	41	5
確保方策	45	12	44	68	43	0	41	5

【確保方策】

○ 着実に事業を実施するとともに、要保護児童世帯の発見や対応に努めます。

【年度別見込量】

（単位：人回／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保方策	150	150	150	150	150

3) 児童育成支援拠点

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町では、先進自治体での取組みなどを研究し、検討を行います。

4) 親子関係形成支援

親子関係形成支援事業とは、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とし、実施する事業です。

本町では、こども家庭センターと子育て支援センターでこれに該当する事業を年2回程度実施しており、今後も継続していきます。

(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

どれだけ施設や制度が充実しても、家庭や会社、社会等が子育てや働き方についての考え方が変わらないことで、サービス等の利用につながらない、という課題があります。本町では仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図るため、以下の事業に取り組みます。

① 男性の育児参加の促進

幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業や病児・病後児保育事業の充実など、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者が働きやすい環境の整備に努めます。

② 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

プレママプレパパ教室等を通じて、家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。

③ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。

子育て支援センター、こども家庭センター(子ども育成課)、関係機関との連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

④ 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

4 小学校就学後の放課後対策の充実

(1) 放課後児童クラブの充実【地域子育て支援事業】

放課後児童クラブ（以下「学童クラブ」とします）は、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校施設や、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<計画値と実績値>

（単位：人／月）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	327	304	341	303	359	342	373	351
確保方策	325	322	365	323	405	341	325	331

◆ 学童クラブの状況

本町の学童クラブは、令和6年現在、民間7か所、公立4か所で運営されています。登録児童数は令和6年5月1日現在 361 人となっています。定員枠を超えて預かっているクラブや、待機児童が出ている状況がみられました。

クラブ名		令和5年5月1日現在			令和6年5月1日現在		
		定員数	登録児童数	待機児童数	定員数	登録児童数	待機児童数
民間	明照	14	19	0	14	19	0
	風の子	35	42	2	45	48	2
	にこにこ	59	65	14	59	59	0
	にこにこゆうゆう	(令和6年度から)			24	24	0
	あおぞら	22	26	0	22	24	0
	ひだまり	40	40	0	40	41	0
	タイドプール	36	28	0	36	26	0
公立	上山口学童クラブ	30	26	0	30	25	0
	下山口学童クラブ	25	27	0	25	25	2
	葉桜学童クラブ	30	30	8	30	30	2
	葉山学童クラブ	40	40	5	40	40	9
合計		331	343	29	365	361	15

資料：子ども育成課、単位（人）

【確保方策】

- 人口減少等により、本町全体としては一定程度充足しているものと見込んでいますが、地域の実情に応じて、新たな学童クラブ設置に向けた検討を行います。
- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置するとともに、放課後デイサービスを含め、障害のある児童の放課後の居場所の充実を図ります。
- 学童クラブや児童館・青少年会館等、放課後の居場所に関する情報提供の充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位:人/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	356	352	344	342	333
小学1年生	97	106	96	101	90
小学2年生	107	92	101	91	95
小学3年生	74	71	61	68	62
小学4年生	44	43	42	37	42
小学5年生	22	27	27	27	25
小学6年生	12	13	17	18	19
②確保方策	365	365	365	365	365
施設数	11	11	11	11	11
②-①	9	13	21	23	32

(2) 新・放課後子ども総合プランの実現を目指した取組み

新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。

- すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
- 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。
- 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
- 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

(3) 地域におけるこどもの安全・安心な居場所づくり

- 放課後の居場所としての児童館・青少年会館については、こどもたち(0～18 歳)と、子育てにかかわる大人がいつでも、誰でも利用できる地域の遊び場です。小学校就学後の放課後、土曜日、春夏秋冬休みの安全・安心な居場所として、学童クラブや一般来館(全児童対象)を受入れ、いろいろな年齢のこどもたちが自由な遊びを通して、心身ともに健やかに成長していけるよう支援します。
- こどもの安全・安心な居場所の確保が課題となっていることから、多様な体験活動や人との交流ができる場について検討を行います。
- 放課後の居場所づくりについて、地域の特性やニーズに合った、より効果的なモデルを構築するための検討を行います。

5 発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実

こどもの発達は、一人ひとりが違うものであり、そうであるがゆえに、例えば子ども・子育てに関するアンケート調査では、こどもの心の育ちや、体の育ち、食事、病気など、子育てをする上で、こどもの発達等に不安を感じている人が多くなっています。そのため、子育て家庭の相談支援体制や支援を強化していく必要があります。

本町では、「葉山町発達支援システム」の中で葉山町相談支援ファイル「こん葉°す」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図り、切れ目のない一貫した相談・支援体制を充実します。

また、葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児へ適切な支援を行います。

(1) 発達に支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援の推進

- 乳幼児期から小学校、中学校入学以降も発達に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援の視点で、こどもとその家庭への支援に努めます。
- 令和元年度に町立の療育施設（たんぽぽ教室）を利用している未就学児の多くが幼稚園・保育施設も利用しています。特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引き続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。
- 小学校への就学の際には、たんぽぽ教室や児童発達支援事業所において作成した個別支援計画をもとに、会議を開催し、就学先の小学校との連携を図ります。

(2) 発達に支援が必要なこどもの放課後の過ごし場所での受入れ

- 発達に支援が必要なこどもでも放課後の過ごし場所（放課後児童クラブや放課後デイサービス等）を支障なく利用できるよう、障害児受入推進事業などを通じ、そのこどもや家族への支援を行います。
- 預かる側である放課後児童クラブは、必要に応じて加配指導員を配置するなど、預かりやすくなるよう支援を行います。

6 こどもの貧困への対策の充実

生まれ育った家庭の経済事情等でこどもの将来が左右されず、また、貧困の連鎖を断ち切るよう、教育・学習支援や保護者への就労の支援、生活の支援、経済的支援を進めます。

町、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、こどもとその家族を支える NPO 法人や地域の運営団体等との連携を強化し、孤立や潜在化している困難を抱える家庭や、複雑化した問題や多問題を抱える家庭に対し、つながりをつくり、その家庭にあった支援を実施していきます。

(1) 教育の支援

○ 幼児教育・保育の無償化を通じ、世帯の支援を行います。また、多子世帯の保育料の負担軽減に努めます。

○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施【地域子育て支援事業】

・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成をする事業です。第2期計画期間中に対象者はいませんでした。

【確保の方策】

引き続き、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

○ 問題を抱える児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、問題解決に向かうための支援をします。

○ 学力の向上を支援するための取組みを検討します。

(2) 生活の支援

○ 地域や学校等からの情報をもとに、生活困窮の状態にあるこどもとその世帯の早期の把握に努めます。

○ 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し県が「生活困窮者自立支援制度」として実施している、自立相談支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、住居確保給付金の支給その他包括的な支援に繋がります。

○ 利用者支援事業などを通じ、経済的支援を受けやすくなるよう、相談しやすい環境づくりに努めます。

○ スクールソーシャルワーカーなどとの連携を図り、ヤングケアラーの把握に努め、抱える課題について関係各課で情報共有と対策検討を行い支援につなげます。

○ フードバンク等からの提供食品の利用など、こども食堂への支援を行います。

(3) 保護者の就労支援

- 就労を希望する方に、ハローワーク横浜南（横浜南公共職業安定所）などの就労相談を紹介します。

(4) 経済的支援

- 経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な家庭に対し、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する就学支援等、経済的支援を行います。
- こどもの医療費にかかる養育者の負担軽減を図るため、「子ども医療費助成」として、町内に居住し、健康保険に加入している 0 歳から高校 3 年生相当年齢のこどもの通院・入院にかかる医療費を助成します。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、町内に居住し、健康保険に加入している 0 歳から高校 3 年生相当年齢のこどもと、こどもの父または母または養育者の通院・入院にかかる医療費を助成します。
- 全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として児童手当を支給します。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。

(5) 地域社会の理解の促進

- こどもの貧困やヤングケアラーに対する地域社会の理解を深めるため、情報提供に努めます。
- こども食堂や学習支援などに意欲を持つ地域の運営団体や NPO 法人等と連携が図れる体制づくりに努めます。

7 こどもの権利擁護の保障

児童福祉法第1条では、児童（18歳未満の全ての者）の権利保障を明確に位置付けています。そして、児童の権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、市民、国や地方公共団体といった社会全体が児童の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められ、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定しています。

また、こども家庭庁が中心となり国全体で、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本町でも、この「こどもまんなか社会」の実現に向け、児童虐待への予防や対応、包括的かつ迅速・的確に支援する関係機関との連携、こどもや若者の意見の尊重と支援の充実を通し、こどもの権利擁護の保障に努めます。

(1) 児童虐待の発生予防・早期発見・支援

妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、産後うつへの早期対応や、支援の必要性を見定めるとともに、児童相談事業、養育支援訪問事業等により、さらなる支援を速やかにかつ適切に行います。

産後においては、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない等、特に支援を必要とする母子及びその家庭に対し、心身の安定、育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的として、産後ケア事業を実施します。

また、支援の必要なこどもや家庭の情報について、地域ぐるみのこどもの見守りや幼稚園、保育園等、学校との連携により、早期発見、早期対応そして未然防止への取組みを進めます。

本町では、要保護児童地域対策協議会で、虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や協議を、関係機関と行っています。併せて、虐待予防のための講演会の開催や、リーフレットの町内回覧、相談案内カードの配布等を行い、虐待予防の周知啓発に努めています。

(2) こどもや若者を包括的かつ迅速・的確に支援する関係機関との連携

本町では、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこどもや若者に対し、関係機関が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の設置を検討します。

また、「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、迅速に適切な支援介入を行います。

(3) こどもや若者の意見の尊重と支援の充実

こども大綱では、こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ることとしています。本町でも、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しするための環境づくりに努めます。

① 学童期・思春期・青年期への支援の充実

学童期から青年期にかけては様々な施策が様々な部署で展開されていることから、次に挙げる各施策に取り組むとともに、各部署との連携を図りながら、より効果的に運営できるよう体系化に努めます。

＜主な取り組み＞

- こども・若者の視点に立った居場所づくりに努めます。
- こども医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図るとともに、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育を行います。
- いじめが犯罪であることの情報提供や教育に努め、その防止に努めます。
- 不登校のこどもへの尊厳を保ち、継続的な支援に努めます。
- 高校中退者や高校中退後の相談や支援に努めます。
- 若年層の就労支援や雇用と経済的基盤の安定のための取組みに努めます。
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実に努めます。
- 結婚の希望実現に向けた支援を検討します。

② こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

本町でも、こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることにより、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることや、こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながり、ひいては民主主義の担い手の育成に資することから、本計画策定時にこども・若者の意見を聴取しました。

その結果、こども・若者向けの施策で町に特に力を入れて取り組んでもらいたい事業については、ヤングケアラー対策が最も多かったことから、その意見を反映し、「6 こどもの貧困への対策の充実」に位置付け、取り組むこととしました。今後も、継続的に意見聴取を行い、本計

画の改定時等において、その意見を反映するための機会を改めて設け、その意見を十分に反映した計画とします。

③ こども施策の共通の基盤となる取組み、施策の推進体制

こども施策については、子ども育成課のみならず、庁内外の様々な取組みが進められています。そのため、計画の中間見直しや改定の時期には施策の見直しを行うとともに、「子ども・子育て会議」等と連携し、共通の理解を図り、施策の推進に努めます。



1 推進体制の充実

(1) 町役場内における各部署の連携強化

町役場内における各部署の連携を強化し、情報共有を行いながら、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民との協力

子育て支援の充実を図るためには、町役場だけでなく、社会福祉協議会などの関係機関や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化や連携を推進します。

(3) 国・県との連携

子育て支援の取組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2 計画の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、町民参画により構成される「葉山町子ども・子育て会議」を中心に、計画の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理するとともに、数値上の評価にとどまらず、事業者や利用者の声を踏まえた上で、事業展開に活かしていくものとします。

計画期間中に社会情勢が大きく変化した場合には、計画期間に捉われることなく全体的な見直しを検討します。



1 「子ども・子育てに関するアンケート調査」結果の主な内容

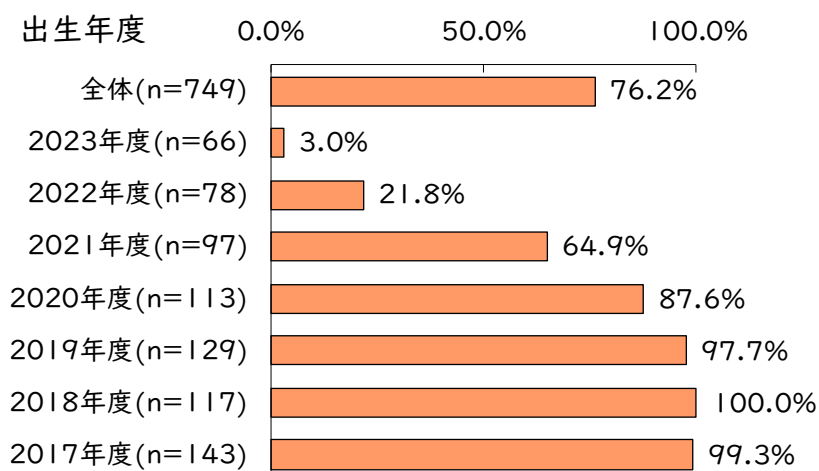
単純集計の結果報告書は葉山町ホームページ内で公開しています。

<https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/ikusei/6/3/14819.html>

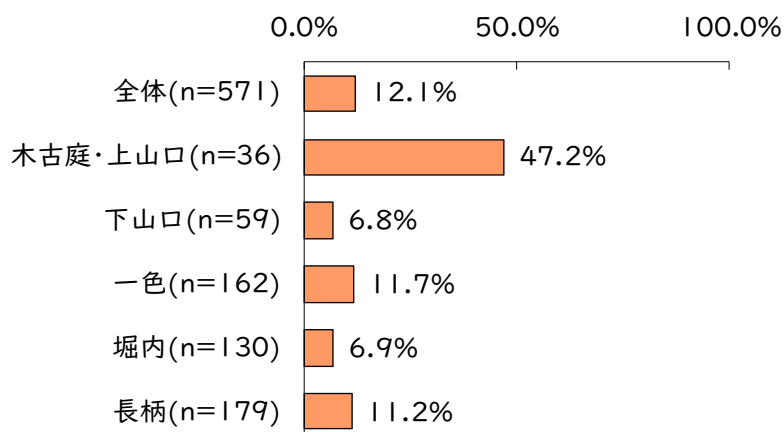


(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用から

- ① 年齢(生年度)別に見た平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」人の割合
[未就学児調査:問2・問21のクロス集計結果]

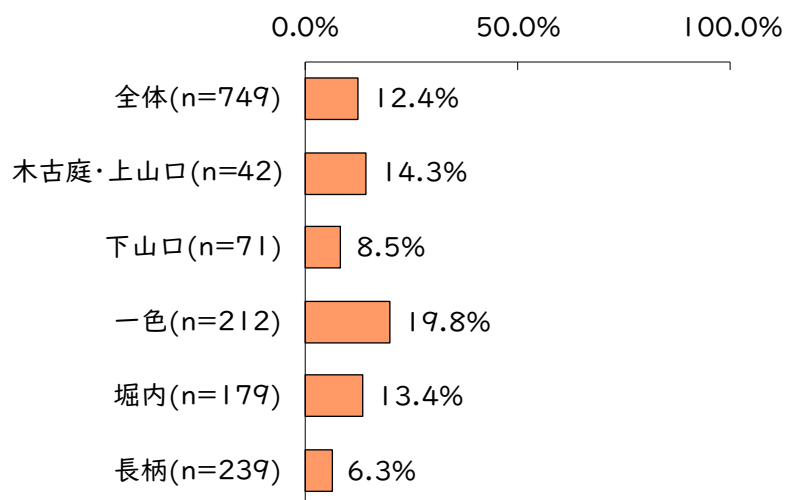


- ② 地区別に見た定期的な教育・保育の利用地域で「他の市区町村」と回答した人の割合
[未就学児調査:問1・問24のクロス集計結果]

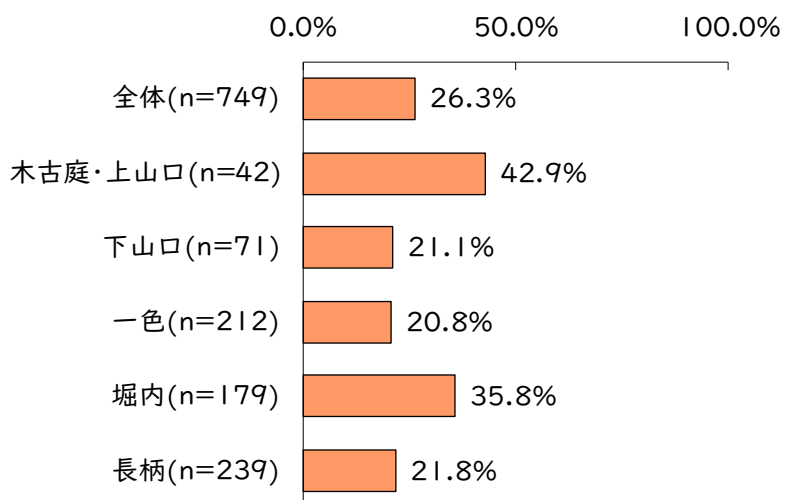


(2) 地域子育て支援拠点事業から

- ① 地区別に見た「子育て支援センターぽけっと」を「概ね希望通りに利用できている」と回答した人の割合
[未就学児調査:問1・問30のクロス集計結果]



- ② 地区別に見た児童館を「概ね希望通りに利用できている」と回答した人の割合
[未就学児調査:問1・問32のクロス集計結果]



③ 地区別に見た「子育て支援センターぽけっと」を利用できていない理由

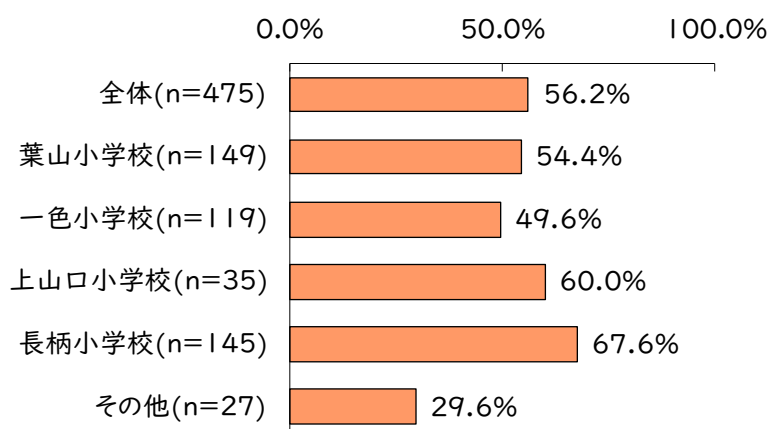
[未就学児調査:問1・問 31 のクロス集計結果]

(上位3回答、単位:%)

地区	回答者数 [n]	1番目	2番目	3番目
全体	653	あまり必要性を感じない	定員に空きがないなど、 利用したいときに利用できない	自宅から遠い、駐車場が 少ないなどで不便
		28.0	26.6	25.1
木古庭・ 上山口	36	子育て支援センター自体は知っていたが、そういった事業をやっているのを知らなかった／あまり必要性を感じない／定員に空きがないなど、利用したいときに利用できない／自宅から遠い、駐車場が少ないなどで不便／実施している日程や時間帯が希望と合わない【以上同率】		
		19.4		
下山口	65	定員に空きがないなど、 利用したいときに利用できない	あまり必要性を感じない	料金が高い
		29.2	23.1	23.1
一色	169	定員に空きがないなど、 利用したいときに利用できない	あまり必要性を感じない	料金が高い
		34.3	30.8	18.3
堀内	154	定員に空きがないなど、 利用したいときに利用できない	自宅から遠い、駐車場が 少ないなどで不便	あまり必要性を感じない
		32.5	31.2	22.7
長柄	223	自宅から遠い、駐車場が 少ないなどで不便	あまり必要性を感じない	定員に空きがないなど、 利用したいときに利用できない
		37.7	32.3	17.5

(3) 小学生の土日や長期休暇の過ごし方について

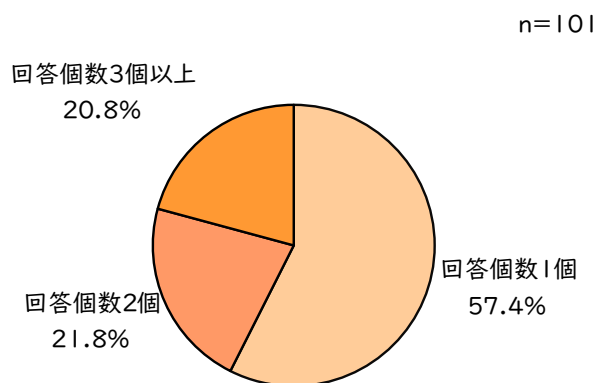
- ① 通っている小学校別に見た放課後児童クラブを長期休暇中に「利用したい」人の割合
[小学生調査:問 1・問 11 のクロス集計結果]



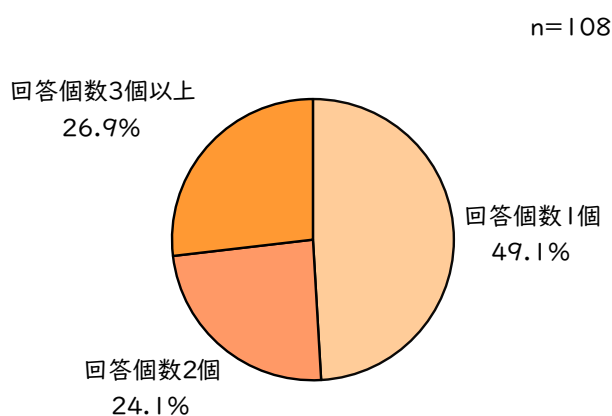
(4) 子どもの貧困について

- ① 経済的な困窮の状況について回答があった人の回答個数
[未就学児調査:問 10、小学生調査:問4]

【未就学児】



【小学生】



※未就学児、小学生ともに各設問の10の選択肢のうち、回答者が選んだ回答個数を意味しています。

(5) 町の施策に対して

- ① 満足度別に見た周囲【身近な人、行政など】から子育てにあるとよいサポート
[未就学児調査:問 12・問 43 のクロス集計結果]

(単位:%)

	回答者数【n】	相談よりも気軽に愚痴などを聞いてもらえる相手や場所がほしい	他の子育て世帯と情報交換や交流ができる機会がほしい	悩みや困りごとができたときに、自宅に話を聞きに来てほしい	親の体調が悪い時や急な用事ができたときに子どもを預けられる場所がほしい	町の子育て向けの事業に参加したいので実施する場所を増やしてほしい	スマートフォンへの通知などによる情報提供をしてほしい	その他	不明
全体	749	14.2	21.9	2.3	57.5	16.0	19.4	6.0	20.6
満足度が低い	234	14.5	19.7	2.6	68.4	19.2	20.9	12.8	12.4
どちらでもない	293	14.0	23.5	1.0	58.4	16.4	19.1	2.4	19.5
満足度が高い	212	13.2	21.7	3.8	45.8	12.3	18.9	3.8	30.7

- ② 地区別に見た町の中で気軽に相談できる相手・場所【選択肢抜粋】
[未就学児調査:問 1・問9のクロス集計結果]

(単位:%)

	回答者数【n】	幼稚園職員	保育園職員	子育て支援センターぽけっと・児童館	民生委員・児童委員	町で活動しているNPOなどの民間の団体	かかりつけの医師	町子ども育成課
全体	749	23.0	26.4	17.5	1.1	1.6	13.5	10.8
木古庭・上山口	42	16.7	23.8	14.3	2.4	0.0	11.9	19.0
下山口	71	19.7	28.2	11.3	0.0	0.0	9.9	5.6
一色	212	25.9	21.7	19.3	0.0	1.4	16.0	9.4
堀内	179	26.3	20.7	24.0	1.1	1.7	11.2	10.1
長柄	239	19.7	35.1	13.4	2.1	2.5	14.6	13.0

2 葉山町こども計画策定経過

年月日	会議等	内容等
令和5年 12月22日	第34回葉山町 子ども・子育て会議	○子ども・子育て会議年間スケジュールについて ○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について ○次期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年 2月	葉山町子ども・子育て支援事業計画改定に伴うアンケート調査実施	○就学前児童 配布数:1,247票、有効回収数:749票、有効回収率:60.1% ○小学生児童 配布数:1,881票、有効回収数:705票、有効回収率:37.5%
令和6年 5月22日	諮問	○町長が葉山町子ども・子育て会議に計画の策定を諮問
令和6年 5月22日	第35回葉山町 子ども・子育て会議	○子ども・子育て会議年間スケジュールについて ○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について ○就学前児童ニーズ調査・小学生対象ニーズ調査の結果について ○次期子ども・子育て支援事業計画について
令和6年 8月1日	第36回葉山町 子ども・子育て会議	○第35回子ども・子育て会議の意見について ○第3期子ども・子育て支援事業計画改定体系(案)の検討について ○「量の見込み(案)」等の検討について
令和6年 11月5日～ 11月15日	こども・若者向け アンケート調査実施	○30代までの町内在住者を対象 ○有効回収数91名
令和6年 11月26日	第37回葉山町 子ども・子育て会議	○第36回子ども・子育て会議の意見について ○教育・保育等「量の見込み(案)」及び「確保の内容(案)」の検討について ○葉山町こども計画素案(案)について
令和6年 12月16日～ 令和7年 1月14日	計画素案に対する パブリックコメント (意見募集)	○葉山町こども計画(案)に対するパブリックコメント(意見募集)
令和7年 3月6日	第38回葉山町 子ども・子育て会議	○第37回子ども・子育て会議の意見について ○葉山町こども計画策定について
令和7年 3月6日	答申	○葉山町子ども・子育て会議から町長に計画について答申

3 葉山町子ども・子育て会議条例

○葉山町子ども・子育て会議条例

平成25年3月15日条例第10号
改正 令和6年2月28日条例第7号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年葉山町条例第201号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」を

「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
子ども・子育て会議委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」に改める。

附 則(令和6年2月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 令和4年4月1日～令和7年3月 31 日

氏 名	現委員 ※	所 属
◎寶川 雅子	※	学識経験者【鎌倉女子大学】
○松尾 真弓	※	認可保育所等代表【葉山にこにこ保育園】
森田 千穂	※	私立学童クラブ代表【学童あおぞら及び学童ひだまり】
竹石 素子	※	私立幼稚園代表【あけの星幼稚園】
鈴木 愛	※	小学生保護者代表【葉山地区PTA連絡協議会】
齋藤 由美		学童保育 保護者代表【葉山学童クラブ】(～令和6年3月 31 日)
白土 はな	※	学童保育 保護者代表【葉桜学童クラブ】(令和6年4月1日～)
芹田 克人	※	保育園 保護者代表
羽田 志津枝	※	葉山町主任児童委員代表
野北 康子	※	子育て活動団体代表【NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス】
山浦 彩子	※	子育て支援センター【葉山町子育て支援センター ぽけっと】
北原 淳子	※	児童館等代表【上山口児童館】
高梨 小百合		小学校長会代表【一色小学校】(～令和6年3月 31 日)
安達 禎崇	※	小学校長会代表【葉山小学校】(令和6年4月1日～)
妹尾 洋之		鎌倉三浦地域児童相談所(～令和5年3月 31 日)
新納 拓爾		鎌倉三浦地域児童相談所(令和5年4月1日～令和6年3月 31 日)
高木 聡	※	鎌倉三浦地域児童相談所(令和6年4月1日～)
柴田 元子		鎌倉保健福祉事務所(～令和5年5月 31 日)
山岡 明美	※	鎌倉保健福祉事務所(令和5年6月 1 日～)
加藤 智史		葉山町社会福祉協議会(～令和5年3月 31 日)
中野 徹	※	葉山町社会福祉協議会(令和5年4月1日～)
中川 禎久		葉山町教育委員会生涯学習課(～令和4年 10 月 31 日)
守谷 悦輝	※	葉山町教育委員会生涯学習課(令和4年 11 月1日～)

◎会長、○副会長

(順不同、敬称略)

5 用語集

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)

協働

住民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

コーホート変化率法(人口)

同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をする事ができる食堂。

【さ行】

私学助成の幼稚園

幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれる。新制に移行せず、従前の制度で運営を続ける私立幼稚園。

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第 11 条）

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第 61 条）

児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童（0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子をいいます。）を養育している方に支給される手当。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童や、父が死亡した児童などを監護している母又は養育者に支給される手当。「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で、政令で定める程度の障害の状態にある者を言う。受給にあたっては、離婚が成立しているか、若しくは児童が父から引き続き 1 年以上遺棄されていること、父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童等が支給要件となっている。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19 人以下で保育を行う事業。（法第7条）

就学援助

経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な世帯に学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する制度。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組みをさらに推進する対策。当該プラン自体は令和 5 年度末で終了しているが、理念や目標等については「放課後児童対策パッケージ」以降に引き継がれ、当該パッケージにおいて、「市町村子ども・子育て支援事業計画内で当該プランの内容を引き続き盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができると考えられる」と示されている。

【た行】

待機児童（保育認定）

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

<参考> 保留児童（保育認定）

本町の独自基準。利用の申込を行ったものの利用に至らなかった児童のこと。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育(利用定員6人以上 19 人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)に分けられる。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から 18 時)で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条)

<参考> 認定区分

- ・1号認定:満3歳以上の学校教育のみの就学前のこども(保育の必要性なし)
- ・2号認定:満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども(保育を必要とするこども)
- ・3号認定:満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども(保育を必要とするこども)

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 22 条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

葉山町こども計画

令和7年3月

葉山町 福祉部 子ども育成課

〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地

電話 046-876-1111(代表)

